# 平成27年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会 記録第1号

### おいらせ町議会 平成27年決算特別委員会記録

	おいらせ町議会 平成27年決算	特別委員会記録第1号						
招集年月日	平成27年9月3日(木)							
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場							
開 会	平成27年9月9日 午前10時00分 委員長宣告							
閉 会	平成27年9月9日 午後 3時31	分 委員長宣告						
	氏 名	氏 名						
出席委員	澤上勝	澤上訓						
	木 村 忠 一	髙坂隆雄						
	田中正一	平 野 敏 彦						
	楢 山 忠	川 口 弘 治						
	吉村・敏・文	澤頭好孝						
	西館芳信	西 舘 秀 雄						
	佐々木 光 雄	松林義光						
	沼端務	馬場正治						
欠席委員	なし	meh to to						
	職 名 氏 名	職名氏名						
	野 長 三 村 正太郎	副 町 長 柏 崎 源 悦						
	総務課長田中富栄 企画財政課長小向道彦	分庁サービス課長 松 林 光 弘 まちづくり防災課長 松 林 泰 之						
	企 画 財 政 課 長 小 向 道 彦   税 務 課 長 柏 崎 尚 生	町 民 課 長 小 向 仁 生						
	環境保健課長補佐赤坂千敏	介護福祉課長倉舘広美						
会議事件説明のため出席した者の職氏名	農林水産課長松林政彦	商工観光課長澤田常男						
	地域整備課長澤口誠	会計管理者袴田光雄						
	教育委員会委員長 加 藤 正 志	教育 長福津康隆						
	学務課長泉山裕一	社会教育・体育課長 北 向 勝						
	農業委員会会長 山 崎 市 松	農業委員会事務局長 松 林 政 彦						
	選挙管理委員会委員長 相 坂 一 男	選挙管理委員会事務局長 田 中 富 栄						
	病院事務長山崎悠治	監 査 委 員 名古屋 誠 一						
	監査委員事務局長 中 野 重 男							

職務のため 出席した者の 職 氏 名	事	務	局	長	中	野	重	男	事	務	局	次	長	小	向	正	志
	臨	時	職	員	吉	田	美	里									
	1.	認定第	1号	平成:	26年	三度 お	いら	せ町	一般:	会計点	<b></b>	出決	算認定	定にて	ついて		
	2.	認定第	2号	平成:	26年	三度よ	いら	せ町	国民	建康伊	呆険特	別会	計歳	入歳	出決	算認定	定に
				つい	7												
3. 認定第3号 平成26年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入端							入歳	出決算	算認								
				定に	ついて												
	4.	認定第	4号	平成:	26年	三度よ	いら	せ町	公共	下水道	直事業	(特別	会計	歳入	裁出	决算記	認定
				につい	ハて												
	5.	認定第	5号	平成:	26年	三度よ	らいら	せ町	農業	集落技	非水事	業特	別会	計歳	入歳	出決算	章認
				定に、	ついて												
	6.	認定第	6号	平成:	26年	三度 お	sv è	せ町	介護	保険物	寺別会	計歳	入歳	出決	算認定	定に~	つい
				て													
	7.	認定第	7号	平成:	26年	三度よ	いら	せ町	公共	用地耳	负得事	業特	別会	計歳	入歳	出決拿	算認
				定に、	ついて												
	8.	認定第	8号	平成:	26年	<b>E度</b> お	sv 6	せ町	後期	高齢	皆医療	特別	会計	歳入	裁出	决算記	忍定
事件題目				につい	ハて												
	9.	認定第	9号	平成 2	26年	度お	いら	せ町;	病院哥	事業会	計決	算認知	定に~	ついて			
														…以	下余	自⋯	

発 言 者	発言者の要旨
事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。
(中野重男君)	礼。着席ください。
	それでは、決算特別委員会委員長の挨拶をお願いいたします。
吉村委員長	おはようございます。
	一言ご挨拶を申し上げます。
	付託を受けました決算特別委員会が開会されますが、今回の決算特別委員会審
	査に当たっての議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願
	い申し上げます。
吉村委員長	ただいまの出席委員数は16人です。
	定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。
	山崎市松農業委員会会長は、本日所用のため欠席との申し出がありましたの
	で、報告いたします。
	(開会時刻 午前10時00分)
   吉村委員長	   当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されており
	   ます各会計歳入歳出決算審査意見書について質疑を受けます。ございませんか。
(委員席)	**なしの声**
吉村委員長	なしと認め、質疑を終わります。
	これより議事に入ります。
	当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号まで9認定議案のうち、
	認定第1号、平成26年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題
	とします。
	当局の説明を求めます。
	会計管理者。
会計管理者	それでは、認定第1号についてご説明いたします。
(袴田光雄君)	説明は、提出しております平成26年度おいらせ町決算報告書の主要施策の成
	果に基づき、主要部分のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたし
	ます。
	それでは、主要施策の1ページをごらんください。
	まず、決算規模でございます。

第1表、決算規模及び収支の推移をご参照ください。

区分の欄、歳入決算額でございますが、右端に記載の平成26年度決算額は106億696万8,000円で、前年度に比べ3.1%の増となっております。また、歳出決算額は102億4,795万8,000円で、1.7%の増となっております。

歳入歳出差引額は3億5,901万円の決算額でございます。このうち、翌年 度へ繰り越しすべき財源は1億8,700万6,000円でございます。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越しすべき財源を差し引いた金額が実質収 支額となり、その金額は1億7,200万4,000円の決算額となります。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整 基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である9,0 00万円を基金積み立てするものであります。

続きまして、6ページをごらんください。

歳入の内訳でございますが、主な項目についてご説明させていただきます。 まず、1款の町税でございます。

科目別収入状況の表をご参照ください。

町税の収入済額は24億5,228万9,000円で、前年度と比較しますと203万円、0.1%の減となっております。

内訳といたしましては、町民税は、法人所得の減により前年度と比べ441万6,000円、0.4%の減となりました。

続きまして、8ページをごらんください。

10款、地方交付税でございます。地方交付税の状況の表をご参照ください。 交付税の決算額は37億658万7,000円で、前年度に比較しますと 7,223万7,000円、1.9%の減となっております。

内訳として、普通交付税は32億2,628万円で、前年度比7,002万7,000円、2.1%の減となっております。また、特別交付税は4億1,598万3,000円で、前年度比1,400万2,000円、3.3%の減、震災復興特別交付税は6,432万4,000円で、前年度比1,179万2,000円、22.4%の増となりました。

続きまして、10ページから11ページをごらんください。

14款の国庫支出金でございます。国庫支出金の内訳の表をご参照ください。まず、11ページの合計額ですが、収入済額は12億2,396万5,000円で、臨時福祉給付金給付事業費補助金、東日本大震災復興交付金などの増により、前年度比2億9,273万3,000円、31.4%の増となっております。続きまして、14ページをごらんください。

18款、繰入金でございますが、収入済額は4億7,532万8,000円で、前年度に比較しまして3億214万3,000円、174.5%の増となっております。

主な要因としては、財政調整基金繰入金、東日本大震災復興基金繰入金などの 増によるものです。

続きまして、15ページから16ページをごらんください。

21款、町債でございますが、16ページの借り入れ合計額は6億6, 310万円で、前年度に比較して2億740万円、23.8%の減となっております。減額の主な要因は、合併特例事業の減少によるものであります。

次に、歳出でございますが、17ページをごらんください。

目的別歳出の第7表、目的別歳出決算額の推移をご参照ください。

内訳を見ますと、構成比で大きいものは、3款、民生費の31億7,066万4,000円で、構成比は30.9%となっており、以下、8款、土木費の14億229万8,000円で13.7%、2款、総務費の13億9,105万円で13.6%、12款、公債費の12億5,053万6,000円で12.2%、9款、消防費の9億3,154万2,000円で9.1%の順となっております。前年度と比較してみますと、消防費が東日本大震災復興交付金基金事業などにより4億3,217万1,000円の増、民生費が臨時福祉給付金事業などにより1億4,242万8,000円の増となっております。これに対し、教育費が木ノ下小学校第2体育館建設事業などの完了により4億4,773万3,000円、総務費が分庁舎耐震補強改修事業などの完了により1億3,886万1,000円の減となっております。

以上で説明を終わります。

#### 吉村委員長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。

第1款、町税についての質疑を受けます。

決算書ページ数15から16ページでございます。

質疑ございませんか。

平野委員。

#### 平野敏彦委員

歳入の町税のところですが、この成果等から見てみて質問したいと思います。 町税の今年度も未収が非常に多額だなというふうな、目を通して金額的にいっ ても非常に大きいなというふうな気がしております。これらについては、職員一丸となって当たった結果がこういうふうなのかなと思いますけれども、監査委員のほうの監査意見書にもありますように、非常に現年分がなかなか徴収率が上がっていない、滞納繰り越しもある。そういうふうな中で、本当にこのまま推移していきますと、私はだんだん膨らんでいくのではないかと。今現在でも、26年度で7,923万円あるわけで、これらが監査委員も心配しているように、不納欠損に即つながっていかなければいいがなというふうな心配でありますが、やはりこの不納欠損とかそういうふうな処分を見てみますと、内容的にいえば生活困窮者が余り該当になっていないんですよ。そうすると、この納付しない町民というのはどういうふうな階層なのか、よく私理解できないんですが、この階層的にいったら生保はかからないわけですから、例えば営業者が多いのか、サラリーマン、いろいろな業種があると思いますけれども、この辺の業種の中身というのはわかったら教えていただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

税務課長。

税務課長

質問にお答えいたします。

(柏崎尚生君)

滞納者の内容ということだと思います。事細かな業種については、全て把握は しておりませんが、多種多様だと思っております。確かに、生活困窮者もそれな りにいますし、そうでない方もいます。そうでない方には、当然差し押さえ等の 法的手段等をとっていっているケースもありますので、できるだけ滞納に関して はなくなるように努力はしております。

以上です。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

業種は多種多様だというふうなことですので、今資料がないのであればやむを 得ないと思いますけれども、やはりまずこの現年度の徴収率をいかに高めるか、 そしてまた町の監査委員の監査報告書にも書いてありますけれども、債権管理条 例に基づいて適正な事務処理が行われているのかなというふうなのも私が心配 するところです。

それで、私は前から提案しておりますけれども、この徴収を今の税務課、スタッフだけ、それから職員だけではなくて、やはりトータル的に今3億7,000万円もあるわけですから、期間任用職員とかそういうふうなのを採用して、この

解消に当たっていくというふうな考えがないのか、町長からお聞きしたいと思います。

吉村委員長

町長。

町長

(三村正太郎君)

大変徴収できないというのに心をというか頭を痛めているわけでありますが、これまでも平野委員がおっしゃるように、一丸となってスタッフは取り組んでまいりました。しかし、なかなか思うようにいかない。県の力のほうも借りながらということでやっておりますけれども、この滞納者に対する、生活困窮者だと、それに対しても私どもはいろいろな方法がありますよということでお願いしているわけであります。決して強圧的な態度は一切とっていないと言っても過言ではないと思います。しかし最悪、悪質なものについては、これは法的手続とるのは当然であります。

そういったことでございますけれども、今ご指摘の臨時職員をして、あるいは 別な方法にしてみても、頼んでこの相当な徴収漏れ、徴収できない部分をやった らいいのではないかということが一つの提案だと、案だと私も思いますけれど も、これらについても課内でも少し議論した部分もないわけではないんですけれ ども、いま一度私どものほうもこれをテーマに、ひとつ検討を再度してみる価値 はあるというふうに思っておりますので、話をしてみたい、議論してみたいとい うふうに思っております。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

これは、前々から私も提案していることですから、ぜひ一歩でも前に進めていただきたいと思います。というのは、既存の今の職員の人数、スタッフでいって、対応してこういうふうな形で収入未済額が出ているわけですから、やはり職員には相当プレッシャーがかかっているというふうなのもありますし、やっぱり別枠でそういうふうな体制ができることによって、職員の精神的なストレスも解消できると思いますので、この辺については本当に前向きに進めてほしいというふうなことで終わります。

吉村委員長

要望ですね。

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第1款について質疑を終わります。

次に、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金についての 質疑を受けます。

決算書ページ数が15から20ページです。

質疑ございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第2款から第11款までについての質疑を終わります。

次に、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までについての質疑を受けます。

ページ数19から24ページです。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

ここのところでも、予算に対して収入済額が2億2,000万円ありますけれども、分担金及び負担金の項目ですが、収入未済額が1,347万5,000円、これを見ますと保育料それから学校給食、本来当然払われて当たり前のところだと思うんですけれども、なぜこういうふうに膨らんでくるのか、要因をどういうふうに把握しているか、ちょっと保育料とそれから給食費、これらについて説明いただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

町民課長。

町民課長

それでは、私のほうから保育料の部分についてお答えいたします。

(小向仁生君)

先ほど平野委員もおっしゃったとおり、生活困窮者、特にとりわけひとり親の 世帯がふえてきているというふうな部分での保育料の滞納が出ているのだとい うふうに思っております。ただ、ここ数年見ますと、年々その金額が減ってきて おります。というのは、私のほうでもそれなりの手だてをしまして、催告等を常 に行っておりまして、去年はなかったんですが、ことしに入りまして差し押さえ というのも1件ほど行っております。そういう意味では、そういうことをしなが ら今後も徴収に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

吉村委員長

学務課長。

学務課長

要因というお話ですけれども、基本的には私どもも今回ちょっと力を上げて、

#### (泉山裕一君)

現年を減らそうということで取り組みをしておりまして、前年度よりは成果を上げていると思っております。一番多いのが、通帳から引き落とした場合、お金を忘れていて振り込んでいないという方が多かったので、今回はこまめにその都度、引き落とせない都度皆さんにご連絡をとるなりしている部分もございます。

あと、26年度に関してみれば、そういう細かい取り組みを行ったほか、今年度なんですけれども、特に分納の誓約をしてもなかなか対応してこられない方、もしくは何度訪問してもお話に臨んでもらえない方々がおりましたので、滞納費の徴収強化のために支払い督促ということで、裁判所のほうの活用を行っております。とりあえず、そちらのほうに関してみれば、今9月4日に1件分を支払い督促の申し入れをいたしましたので、今後もう1件の方も対象になりますが、手続が準備次第、2件分ことしちょっと対応して、少し強化を図りたいと考えております。

以上になります。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

この保育料にしても給食にしても、私は児童手当とかそういうふうなものの多分交付を受けているのではないかと思うわけです。やはり、こういうふうなものについては町内横断して情報を共有して、児童手当とかそういうふうなさまざまなひとり親家庭についても助成を行政でしているわけですから、やっぱりそういうふうな支給する際に、ちゃんとこういうふうな滞納されていますよとか、ちゃんと説明をするというふうなのも私は大事かなと。これが、全庁を挙げて取り組む一つの基本的な姿勢ではないかなと思いますけれども、そうすることによって担当課のみならず、職員全体でそういうふうな未収金の解消に努めようというふうな意識が芽生えてくると思います。この辺が、なかなか課によってはプライバシーとかそういうふうなことをいう課長もいるかと思いますけれども、それはそれでやはり行政としての情報を共有するというふうな部分は大事ではないかと思いますが、この辺についての対応の仕方はどうなっているか、副町長からお聞かせいただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

副町長。

副町長

お答えします。

(柏崎源悦君)

収納管理につきましては、委員会の私が責任者でありまして、定期的に委員会

を開いて収納管理、情報交換をしております。さらに、私どもの委員会の下部機関に幹事会がありまして、補佐クラスで構成しておりますが、そこで情報の共有を図っております。

もちろん、私は国保のほうの滞納の資格認定の委員でもありまして、その辺で も情報を押さえているつもりですし、いろいろ報告をいただきながら関係課長と 調整しております。

児童手当のことに対しても、それぞれ今ご指摘の部分については、もう目を光 らせながらできるだけ情報交換をしながらということで、相当の滞納の相談を実 施して今行っておりますので、この辺ぐらいまでですけれども、その辺の給付に かかわる情報把握についても努力しております。

以上でございます。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

手数料等については、たしか時効が3年というふうな期間で短い中で、逆に滞納者同士の横の連携をとって、あと1年頑張れば不納欠損になるとか、税については5年たてば納めなくてもいいんだというふうなことの情報が伝わっているようなことも聞きますので、やっぱり何年も同じ人が納めていないというのが一番問題だと思うんです。やはり生活困窮者、そういうふうなものがあれば、その事情を酌んで町は対応しているわけですから、特定の限られた人数でずっと金額をためてきているというふうなのについて、私は監査委員が指摘しているように、債権管理条例をきちんと遵守するような形で対応していただきたいというふうに思います。要望して終わります。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第12款から第13款までについての質疑を終わります。

次に、第14款、国庫支出金から第15款、県支出金までについての質疑を行います。

ページ23から34ページです。

質疑ございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第14款から第15款までについての質疑を終わります。

次に、第16款、財産収入から第21款、町債までについての質疑を受けます。

ページ33から44ページです。

質疑ございませんか。

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

42ページになります。雑収入のところの1番の末尾に雑収入163万円ほど 載ってありますが、この中で30万円以上の項目をお知らせください。

吉村委員長

答弁を求めます。

分庁サービス課長。

分庁サービス課長

お答えします。

(松林光弘君)

ここにはいろいろ課が分かれているところでありまして、分庁サービス関係部分のところというのは1カ所なんですが、味祭館から月5万円、12カ月で60万円、使用料というんでしょうか、貸付料として年間で60万円いただいているところであります。

以上です。

吉村委員長

企画財政課長。

企画財政課長

済みません、間違えました。

(小向道彦君)

吉村委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

全部ということではなく30万円以上としましたので、該当なしということだと思いますが、私が今お聞きしたいのは、本年6月4日から5日ごろだったと思いますが、東奥日報、デーリー東北紙に、行政推進委員の報酬32万2,000円過払い、町が返還請求へという記事が掲載されました。その32万2,000円、もう返還されたと、返納されたと思っておりますが、きのうの一般会計の補正予算の雑入のところで項目には見当たらなかったので、こちらに入っているのかなと思って確認したんですが、どこに入っているのでしょうか。まずここをお尋ねします。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長

お答えをいたします。

(松林泰之君)

ご質問の返還金については、今年度の雑収入のこの雑入の中に入れております。細節名は設けておりません、雑入として今年度で処理しているということでございます。

吉村委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

では、まず何月何日に全額なのか分割なのかわかりませんが、いつの時点で返納があったのかということと、それから雑入で処理していると言われますが、今回の補正には計上にならなかったということなのか。要するに、きのうの補正の資料の中では見つからないんですね。ですから、まだ処理されていないのか、今後処理する予定なのかお尋ねをします。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長 (松林泰之君)

町のほうに歳入として入ってきて処理したのは、6月の中旬ごろだったように記憶、日にちまでは大変申しわけないですが、6月の中旬ごろに歳入の手続をしております。とりあえずは歳入の雑入の中で、補正とかそういう金額はいじっておりませんけれども、ここの一応雑入の中で処理しております。最終的に3月とかそこの部分によっては雑入の金額の補正、あるいは細節名まで設けるかどうかちょっと財政のほうと話はしてみないとあれなんですが、最終的には来年3月ごろの、場合によっては補正での対応にもなり得るのかなというふうに思っております。

以上であります。

吉村委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

確認だけです。まず、6月中旬ごろ全額入ったということですね。となれば、 時期的に26年度ではなくて27年度、今課長の説明の中では3月までには補正 するだろうということですから、きのう可決された補正の中では処理されていな いということですね。そこだけ確認したいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長

(松林泰之君)

雑入として受け入れしているというふうなことで、予算のほうの金額には調整 はしていないということでございます。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第16款から第21款までについての質疑を終わります。

以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を受けます。

第1款、議会費から第2款、総務費までについての質疑を受けます。

ページ47から74ページです。

質疑ございませんか。

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

57、58ページになります。行政推進委員報酬のところでお尋ねをします。 先ほどの続きになりますが、行政推進委員のうち1人に対して3年間で32万

2,000円の過払いがあり、その原因は委員からの申請に誤りがあったからだと記事ではされています。福祉施設などについては、1人1世帯でありますが、 それを全入所者分をまとめて届けても1世帯分と数えることに報酬規定を変更 したとありました。その周知について、行政推進委員会議なりを通して周知をな

さっていると思いますが、その辺はどうなっているでしょうか。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長

お答えをいたします。

(松林泰之君)

行政推進委員報酬の改正の部分につきましては、平成24年4月の行政推進委員会にて、その24年度からの支払いの部分につきましてはそういう施設等の取り扱いについて説明をし、行政推進委員からは理解が、その分を除くというふうなことでのそれは了解が得られているというふうに思っております。

以上であります。

吉村委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

行政推進委員の人数は、多分55~56人または57人ぐらいかなと思ってい

ますが、今課長が答弁なさったように、そういう形で周知をして理解をされたと 認識をしている。その $5.6 \sim 5.7$ 人の中に1人だけ誤っていたということだと思 います。

平成23年、24年に町が報酬規定を変更したのは、私が24年3月議会で、広報紙等の文書配布についてと題して一般質問したことが大きく影響を与えたと思います。実際、全体では改正前935万円前後から、改正後770万円前後で推移をしております。配布実態に近づけることで、年間160万円から170万円ほどが他の政策に予算を回すことができたことになります。しかし、私の目指したものは、町内会加入、未加入を別として納税者である町民の方々にいかにして全戸へ広報紙等が配布になるのかでしたので、今後もお互いにさらに知恵を出し合っていくことが大事ではないかと思っております。

さて、福祉施設などの数を誤ったとするならばですが、現在はその福祉施設は 4 0名の定員のようですが、まずそれを 5 0名と計算しても、規定の変更後 2 4 年から 2 6年までの 3 年間で 1 5 0 人分の差異ということになります。これなら 私も理解できるんですが、具体的に町内会の会員以外には広報紙等は配布しない としていますので、当時の 2 4年の町内会会員数は 5 1 9名、これに対して町へ請求した数が 5 9 1、この時点で差異が 7 2、 2 5年度は 5 2 1 の会員数に対して6 4 2、差異は 1 2 1 件、 2 6年度は 5 3 2 の世帯会員数に対して請求数は 6 5 5、差異が 1 2 3、合計しますと 3 1 6 件になります。ただし、年度途中での町内会加入、脱退もしくは転居とか転入とかありますし、それから町に申請するのはその年の 1 0 月末日だと思いますので、その辺の差異があるから 3 2 2、金額にして 3 2 万 2、 0 0 0 円ということだと理解をしております。

本年の4月、4年に1度の選挙がありました。選挙期間中にその方は街頭演説で、行政推進委員の報酬の件は町と協議して既に解決済みだと訴えておりました。町は、そういう事実があるのかどうか、そしてあったとするとどういう協議をしてどう解決したのかお知らせください。また、解決済みであったとするならば、なぜ32万2,000円を返還するに至ったのかお知らせをいただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長

お答えをいたします。

(松林泰之君)

ちょっと日にち等まではあれなんですが、まずこの件については、町民の方から行政推進委員についての報酬についてお伺いしたいというふうなことがあり

ました。そして、それについてはこれこういうことですよということでお話しましたけれども、よく聞いてみますと、いわゆる町内会の加入世帯と行政推進委員の世帯数が違うと、これはおかしいのではないですかということのお話で、役場のほうにも見えました。その話を聞いて、あくまでも町内会は町内会で、私どもが行政推進委員にお願いしているのは、広報紙等についてはその町内会加入世帯云々は関係ないですよと、あくまでもその町内全戸配布していただければいいんですが、なかなかそうもいかないでしょうけれども、実質その広報紙等を配布した世帯数を報告していただいて、それに基づいてお支払いしていますよというふうなことをお話しましたけれども、その方々からは、いや納得できないと、調査してほしいと、私はそういう役員をやった際には、そういうお話ではなかったというふうな等々がございましたので、いま一度その部分についてを行政推進委員に確認をさせていただいたと。

そして、確認をさせていただいた結果、配布数の24年からこういう支払いの報告になっていますよというふうなことをお話しし、確認しましたところ、一つとしては施設の部分に対しての配布数も25、26に加えてあると、そして24、25、26年度の部分については各班にそれぞれ加入促進の意味を含めて各班にたしか2部というふうな記憶ですが、ぐらい多く上乗せした形で配布していると。これらの数字でやっていますというふうなお話でありました。

そこで、私どもとすれば、その上乗せした部分については確認とれるんですかというお話をさせていただきまして、それについてはちょっと無理があるだろうなというお話でありましたので、その部分についてはやはりカウントすべきものではないのではないのかということと、施設の部分については24年度はそういうふうなことにしていますから、24年では上乗せはないが、25、26、それはやっぱり好ましくないだろうというお話をさせていただいて、そしてやはりこのままでは、こういう町民からの声もありますので、我々とすればこのまま放置するわけにはいかないと、よってこれを修正とする形でいかがですかというふうなことでお話ししたところ、わかりましたと、それに応じて返還するのであれば返還に応じますよというふうなことで、その手続を踏んで6月の議会最終日だったような気がしますが、最終日にその関係書類をお渡しし、それに基づいて中ごろに町のほうに返還が入ってきたと、返還金を全額返していただいたというふうな経緯となっております。

吉村委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

大まかな流れはわかりました。課長が答弁の中で前半にお話したのは、多分1

人なのか複数人なのかわかりませんが、町民からの問い合わせにお答えした、それで協議をしたということだと思うんですが、そこから以後のことは今の説明で大体わかりました。けれど、私が先ほどお聞きしたのは、春の選挙期間中、街頭演説で、既にその方は町と協議して解決済みだと訴えておったんです。ですから、その事実があったのかどうかをお聞きしています。

吉村委員長

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長 (松林泰之君)

私がその話で、選挙の前であったのか後か、ちょっと今ここに詳しい資料がなかったんですが、いずれにしても選挙後ではなかったかなというふうな記憶でございます。

吉村委員長

髙坂委員、今決算委員会だから、選挙とかそういうふうな文言のことはできる だけ抑えて、そういうふうな言葉で話をするのはちょっと控えてください。 はい、どうぞ、髙坂委員。

髙坂隆雄委員

今の行政推進委員報酬のところでの質問で、ちょっと言葉が過ぎたかもしれません。

今の課長のお話からすると、事前の協議はなかったのかなと、それ以後協議を して今に至るだろうなということと理解しました。

ところで、その町民の一部でありますが、この新聞報道があってから、これだけではやっぱり許されないだろうと、当時は町内会長であるがゆえに信じてその方を支持してきたが、町民みずからが調査をしたら、その方が主張することと違っていたと、裏切られたという思いから、詐欺行為があるのではないかということで、青森地方検察庁八戸支部に告発をし、受理をされて、現在捜査中だとの情報がありますが、町はそこを把握していますか。

吉村委員長

はい、西館委員。

西館芳信委員

確定も何もしていない、そういう情報がありますということを、1人の誰のことについて言っているのかわからないけれども、何か議員みたいだけれども、そんなことを許されるんですか。だめですよ、そこまで言われれば、もう相手は傷つくし、お互いに刑事のあれまで発展しますよ。ふさわしくないな、やっぱり。

吉村委員長

髙坂委員、そういう意見もありますので、この決算特別委員会ですので、それ

に沿ったような形でやっていただきたい。ですから、今言ったことに関しましては……。

ここで一旦休憩します。

(休憩 午前10時48分)

吉村委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午前10時52分)

吉村委員長

馬場委員。

#### 馬場正治委員

ただいま休憩前に議論になっておりました行政推進委員報酬に関してでございますけれども、私も過去8年ほど行政推進委員を務めた経験がございまして、これも2町合併時に、2町の行政推進委員報酬制度が異なるところを一つにまとめた経緯があるわけでございます。以前、旧下田町では、報酬はいわゆる基本報酬と世帯数の報酬ということでの合計額が支給されておりましたけれども、それが世帯数1本になったわけです。

私が今お伺いしたいのは、先ほどの答弁の中で、平成24年4月からその報酬 規定を変更したということがございました。なぜ変更したのか、それは行政推進 委員…… (「馬場委員、要約して簡潔にお願いします」の声あり) はい。行政推 進委員のいわゆる責任、任務は何であるのか、行政推進委員報酬はどういう目的 で支払われているのかをお聞きしたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

## まちづくり防災課長 (松林泰之君)

行政推進委員報酬につきましての改定の理由というふうなことだったと思いますけれども、聞くところによりますと、当時いろいろこの件について、各行政推進委員からも質問あり、いわゆる実際支払いしていない世帯もあるよと、その町内会のその世帯をもって23年度まで支払いしてきたと、だから実態に合わないというふうな等々の、以前からというふうな、21、22、23年ではないのかなと思いますが、そういった声等々があり、では現実に合ったような形で支払いすべきではないのかというふうなこと、これらを行政推進委員あるいは町内会等々と恐らく相談の上で、実態に合うような形というふうなことで、配布世帯数に変更したというふうに聞いております。

それから、趣旨、目的というふうなことでございますけれども、当然任務は広報紙等の配布、あるいは町からの情報提供、それから災害時に当たっては町民の誘導というふうなものが任務としてうたわれていたと記憶しております。

以上であります。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

私が行政推進委員をやっていたときは、要はその行政区の全ての世帯について 行政推進委員として行政との間に入っていろいろな相談を受けたり、いろいろな 生活環境上の困ったことについて町にお願いをしたりという、そういった仕事を 非常勤特別職として委嘱されていて、それに対する報酬でありました。

私の認識では、その配布物を配布した世帯数に対してしか払わないというのは、町の大きな誤りだと思うんです。町内会というのは、町が以前から言っているように任意団体だから、加入を強制はできないと。だけれども、町内会長という立場を利用して行政のいろいろな広報をやってもらっていると。しかしながら、行政推進委員は町に税金を払っている町民全てに対して責任を持つわけです。非常勤特別職の行政推進委員の任務のところ、4項目大きくあるんです。そのうちのたった一つですよ、広報、配布物の配布というのは。あとの3つの仕事があるんです。それなのに、平成24年にその広報の配布数、町内会に入っている会員数がその報酬の計算根拠になってしまった。ここが大きな誤りだと私は思うんです。そうではないですか。町内会に入っていない世帯には広報は配りませんという町内会もあります、私は入っていなくても配りましたけれども。配布した数しか報酬を払わないということは、町内会に入っていない世帯数については行政推進委員は何も責任持たなくていいんですか。答弁を求めます。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長 (松林泰之君)

お答えをいたします。

確かに、委員の職務の範囲というふうなのが、今言われたように4項目ほどあります。その4項目の中、配布世帯ばかりではなくて、任務としてやっていただいているわけですけれども、ただその も含めて世帯数割で支払いするというふうなことで、各行政推進会議等で合意が得られたというふうに思っておりますので、その世帯数だけをもって支払いするのはどうかというふうなお話でありますけれども、私は理解をしていただいて今日に至っているというふうなことで理解をしております。

以上であります。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

今の話はちょっと矛盾するのではないですか。要は、年に1回行政推進委員か ら、その行政区の広報を配布している町内会の加入世帯数についての数を報告さ せて、それで報酬を支払う。それはあり得ない話ですよ。住民基本台帳で、その 行政推進委員が受け持っている区域の世帯数は、町はわかっているはずなんで す。その世帯数全てに対して災害時の誘導だとか避難指示、避難勧告、いろいろ な行政上の指導、困り事の相談を受ける、そういう仕事があるんですよ。町の広 報の配達料ではないんです、行政推進委員報酬というのは。何でそういうふうに 途中から報酬の見方を誤ったのか、私は誤ったと思っていますけれども、町は誤 っていないと言うかもしれませんけれども。その経緯は、私が耳にしたところは、 うちは何百世帯あるけれども、町内会には何百世帯しか入っていないと。町内会 に入っていないところまでは広報はとても配れませんよと、班長にお願いできま せんということで、その分はとても受け取るわけにはいかないから返しますとい う行政推進委員が複数あったそうです。行政推進委員会議やらその連合町内会の 会議やらで。それを、町のほうでは再検討しますということで、では配布数で払 いましょうと。こんなばかなことはないんですよ、配達料ではないから、あなた たちはもっと大きな責任があるんだから、受け取ってもらわなければ困ると、そ こで町のその報酬の規定をきちんと理解させるべきだったんです。今からでも、 もう一度その行政推進委員報酬の仕事、その認識、それに対する報酬というもの を見直すことを要求して質問を終わります。

吉村委員長

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時01分)

吉村委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午前11時10分)

吉村委員長

答弁、副町長。

副町長

お答え申し上げます。

(柏崎源悦君)

ただいま馬場委員がおっしゃったことについては、私も大方そのとおりだなというふうに思います。古くから携わった者として、経過としては、当初合併時にお話のとおり広報の配布が仕事、主たる仕事、業務かもしれませんですけれども、それだけではないために、各世帯の数で実施しました。でも、それは24年その当時のいろいろな状況があったのでしょうけれども、24年に先ほど報告したように改正されているわけでございます。今回、それで運用されてきているわけで

ございますから、それは町のもちろん提案でもありますし、議会の承認も得て進めてきていますから、今回のことを踏まえて、いろいろ改善点があるのかなということは検討することにしております。

でも、今回の予算についても、新年度できちんと決まっておりますので、これはこのまま進んでいくというふうに今年度は進めさせて、今回は決算ですから、できれば決算の使った資金の使途等について確認なり、もちろんおかしいというのであればご指摘をいただいてというふうに進めていただければと、こういうふうに思っております。

吉村委員長

さっき要望で終わったのではないですか。

次、楢山委員。

楢山 忠委員

58ページの委託料のところなんですが、町民バス運行業務委託料2,400 なんぼというふうに出ています。委託料の最初の予算的なのは3,000なんぼというふうに出ていて、支出済額が2,400万円、これはバス委託料だと思いますが、繰越明許費として722万1,000円というふうに出ていますが、これ何で予算との違い、何かやることがあったのを実行しなかったということなのでしょうか、教えていただけますか。

吉村委員長

答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長

お答えいたします。

(小向道彦君)

2,432万9,064円が支出済みの金額で、あと722万1,000円が 繰越明許費で、その繰越明許費の中身ということなんですけれども、済みません、 私ちょっと調べておりませんでした。後で回答したいと思いますので、よろしく お願いします。

吉村委員長

次、平野委員。

平野敏彦委員

それでは、私は主要施策の成果のほうで質問させていただきます。

まず、第1点目は主要施策の22ページですが、職員研修事業が総務課168万5,000円と報告されております。これについては、27年7月1日の職員数を見ますと128人、1人1万円ちょっとかなというふうなことで、参加者数もこれに載っていますけれども、全職員が本当にこれで受けたとは思われませ

ん。これを見ますと、自治研修所それからアカデミーですか、そういうふうな研修、実際にこの でいってこの各課そういうふうな部分からどういう ふうな形で選考しているのか、これらについて説明をいただきたいと思います。

それから、26ページのバスの借上料が2,294万8,000円となっていますけれども、これらについては大型バスが416台、小型バスが292台、小型バスについては多分スポーツ関係がほとんど多いのではないかなと思いますけれども、大型バスのこの416台、こういうふうなのは主たる利用されている部分について説明をいただきたいと思います。

それから、30ページの、私は行政推進委員の部分について、ちょっと町の考え方をお伺いしたいのは、行政推進委員の職がありますけれども、今町では町内会を地縁団体として法人化を進めているわけですが、うちのほうの町内もそうです。私は、こういうふうな行政の推進する広報とか、それから行政事務の周知、災害時の避難誘導、ほとんどこれは町内会が主体になってやるべきだと私は思うんですよ。そういうふうなことによって、地域で情報共有できるし、対応も素早くできる。そしてまた、行政の理解も私は深められる、町民の意識が変わってくる、そういうふうに思うわけで、地縁団体を推奨していながら、それらの活用の方法というのがほとんどないのではないかと。私は、この行政推進委員の職のところを見直しして、町内会、そういうふうなものもこの枠の中に入りますよというふうな見直しをしていただきたい。ぜひ、これについてはそれなりの答弁をお願いしたいと思います。

それから、成果のほうの31ページですが、この下のほうに東京おいらせ会事業とあります。いつも、これについては町長、議長が総会に行って、私たちは報告を聞いているわけですが、もうちょっとほかのほうを見ますと、町民の方々で参加をしているところもあります。もっと呼びかけをして、町民からも希望者があったらおいらせ会との交流の場を設けるというふうなことで、一考を要するのではないかなと思います。費用負担とかそういうふうなものもあると思いますけれども、今ですと東京一泊でもJRですと3万円もあれば往復できますので、その辺についても新たな形でのこの活性化につなげていけるのではないかというふうなことで、これについても考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、34ページのところですけれども、関連しますけれども、このおいらせ町のふるさと大使、町外に在住している者、町にゆかりのある、これらの人についてもほとんど町民には名前は広報で載る程度で、ではどういうふうな形で活動をお願いしているのか、よく理解されていないというふうに思います。例えば、名詞とかそういうふうなものを配ってもらっているのか、町の観光物産、特産品、これを全国に普及してもらうんだというふうなことでやっておりますけれ

ども、この10人の方々の、本当にどういうふうな形で個々に活動しているのか、 これらについてもひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、37ページですが、この定住促進対策費の中の婚活イベントの事業補助金30万円、これについては成果がどういうふうに出たのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

あとは、38ページから滞納整理組合、固定資産滞納がありますけれども、これらについては私も目を通しましたけれども、ほとんどこの内容を見ますと、41ページなんか見ますと生活困窮者が1人もいないんですけれども、それでも不納欠損に陥っていると。これは、いろいろな意味で、生活に困っていないんだけれども納めないというふうな人が多数いるというふうなのがよく理解できるのではないかと思います。監査委員のほうの、頭を悩ませて文章をつくったなというふうなのがよく理解できました。これはこれでいいです。今までの分について答弁をお願いします。

吉村委員長

答弁を求めます。

総務課長。

総務課長

(田中富栄君)

平野委員にお答えをいたします。

総務課の部分は、職員研修とバスの借り上げということの質問だと思います。 最初に、職員研修は、職員の資質向上とか能力の開発、効果に向けて、職員の 資質向上に向けていろいろ取り組んでいるところであります。それで、職場外研 修から案内が来ますと、自治研修所、アカデミーとか電源振興センター等から来 れば、メールで全職員に周知をし、希望する者に充てております。また、自治研 修所においては、それぞれ課長級、補佐級、主任、主査それぞれの職務に応じて の研修もあるので、それについては必ず職務にある者は受けるように指導をして おります。

それで、昨年度の実績は、ここに掲げてありますけれども、トータルで302 名の職員が受講をしております。特に、昨年は町長が職員及び臨時職員も全てA EDの使用について、やはり職員はそれを全員マスターするようにということ で、臨時職員または委託業務で町に入っている方も受講するようにして、かなり の方が受講をしております。いずれにしても、そういう形で職員の資質向上のた めに研修は必要でありますので、今後も努めて周知しながらいくこととしており ます。

それで、今年度特に副町長のほうからも指示がありまして、全く受講していない者については、それぞれその所属長に受講していない旨を伝え、必ず何か受講

をするようにということもしながら、研修を受けるように進めておるところであります。

続きまして、バスの借り上げについてですが、バスにつきましては、最も多く利用しているものは町関係であります。または外郭団体等含めて18%、済みません、小学校・中学校が一番バスの利用が多くて約35%、次に町関係で19%、そして次が社会福祉協議会で15%、あとは教育関係、体育協会、文化協会、公民館児童クラブ等が約11.6%というふうな利用状況になっております。

以上であります。

#### 吉村委員長

まちづくり防災課長。

### まちづくり防災課長 (松林泰之君)

では、私のほうから行政推進委員の関係のほうについて答弁させていただきます。

行政推進委員の委嘱につきましては、今私のほうで、来年度に向けてどういった形で見直すかというふうなことで、近隣の市町村からの今情報も集めております。これらに基づいて、なんかを今すべりこんで、そしてそれを行政、連合町内会とか等に提案しながら改善に向けて準備を進めているということでご理解をいただきたいと思います。

#### 吉村委員長

企画財政課長。

#### 企画財政課長

お答えいたします。

#### (小向道彦君)

まず、1点目のおいらせ会に町民の方との情報交換もあってもよいのではない かということでありますけれども、その辺については今後検討してみたいという ふうに思います。

あと、ふるさと大使の活用ということですけれども、現在は大使になった方々に名刺を配って、町のPRをしてもらうということと、あと情報交換ですね。ことしは大使の方が10名にふえまして、講演会とか、あとは子供の指導とかというのを、バスケットボールの選手もありますので、そういうふうな形で町に対して協力をいただいているところであります。

あと、婚活の成果ということですけれども、これは町の青年団と商工の青年部のほうが主催で婚活パーティーを開きまして、その町のほうで補助するということでありまして、成果のほうにつきましては、その場で何人ぐらいがつき合ってもいいというふうな結果はあるみたいですけれども、その後までについてはフォローしていないというところであります。

以上であります。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

22ページのところについては、昨年の結果が出ているわけですけれども、やはり私は全職員にメールとかそういうふうなので通知をするというふうなものも一番手っ取り早いと思いますけれども、やはり研修については個人記録をきちんと把握して、ちゃんと次はこれ、次はこれというふうな形で研修に参加させるというふうな体制が大事だと思います。希望だけとっても、近場の部分については絶対数が多いわけですから、そうではなくて、やはりこの役職、級にあっては最低この部分まで到達させるというふうな目標を持った研修計画をつくってほしいというふうに思います。

それから、30ページのところで、まちづくりについては、今いろいろな意味で議論がされましたので、これらの課題を整理しながら見直しをしていただければと思います。特に、私が提案しております法人化した町内会、これらの扱いについても、ひとつ町内会としていろいろな意味で活動するような体制づくりにもっていってほしいと思います。

東京おいらせ会の事業については、交流の方法を検討するということですけれども、他の自治体でも町長、議長以外のいろいろな方の希望もとって参画しております。おいらせ会については、当町出身者というふうなこともありますし、私はそういうふうな意味では、いろいろな力を逆にふるさとから行って応援することによって発揮すると思いますよ。そしてまた、新たな大使も発掘できると思いますけれども、これらについてはひとつ、ぜひ今年度からでも実施していただければと思います。

それから、あとはおいらせ大使についても、ただ名刺の配布と情報発信だけというふうな部分と、あと、例えば私は年1回は大使からふるさとに帰ってきてもらうとか、そっちに住んでいるからそっちで頑張ってくださいではなくて、やはり町に年1回、例えば新年互礼会とかそういうふうなときにでも参加を呼びかけるとか、祭りとかそういうふうな機会を通して、もう1回このふるさとのよさを知ってもらって、いろいろな意味でのこの町の効果を高めていただくというふうな取り組みも必要ではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

それから、37ページの婚活イベントについては、青年団のほうにお願いしているというふうなことですが、これも私は例えば町内会、そういうふうなものでもできるのではないかなというふうに思います。というのは、特に農家の後継者、

ほとんどそういうふうな機会がない。後継者同士で従事しているのだけれども、 30過ぎの独身の男性がいっぱいいるわけで、やはりそういうふうな方々もター ゲットにして、その青年団だけではなくて町内会とかそういうふうな団体にも門 戸を広げて企画をさせるというふうなことはいかがでしょうか。これらについて まとめて副町長から答弁いただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

町長。

町長

(三村正太郎君)

まず私から、副町長のほうは副町長の答弁になると思います。私からは、東京おいらせ会のことでちょっとしたいと思いますが、大体向こうの都会のほうに行っておられる方、結構あるようですが、把握されているのは149人レベルということに聞いておりますけれども、来ておられる、実際においらせ会に総会のときに来るのはもっと少ないんですよ。ですから、その点は会長さんとか役員さんを通じて、それこそ多く参加してもらうように、そしてまた見つかっていないというか、どこにいるかというのは、いろいろな情報であったときにはメンバー登録していただいて拡大をしていただいて、ふるさとを応援していただくと。そしてまた、総会には参加していただくようにお願いはしておりました。大変この間の原田さんではないけれども、非常に力のある方々がふるさとおいらせ会におります。そういったことで、本当にふるさとのために特産品を買おうとかと宣伝してくれていますね。大使みたいなものです、おいらせ会の人たちは。これは、本当に皆さん方も知っておられる方で、あれあれがどこどこにいるということがありましたら、私ども事務局、企画財政課のほうにでもお知らせいただければありがたいということを申し上げさせていただきたいと思います。

それから、ふるさと大使でありますが、現在のところ10名、これは他の町村に比べると少ないのか多いのかというのは比較は持っておりますが、結構聞いているとありますね。他の町村もいろいろ仕掛けています。歌手とかオペラ歌手を使ったりいろいろな、その都度名刺をお渡しして、その都度の会場に行ったら、その大使としての役目をちょっとでもしゃべるだけで、そんなところにあるんですかというふうなことで、このふるさとおいらせ大使というのは大変ありがたいと思っていました。実際のところ、企業誘致についても情報をくれますし、あるいは例えば原長崎国際大学の準教授にもっては、学生をおいらせ町に連れてくるんだと、そしておいらせ町を宣伝して、そういう企画もやっているというふうなのも今聞いていました。そういったことで、本当に私どもの町を宣伝してくれているということであります。ぜひ、議員の方々でも、この人はふるさと大使とし

てふさわしいというのがありましたら、ご推薦いただければありがたいと思って おります。

吉村委員長

副町長。

副町長

(柏崎源悦君)

残りの部分についてお答えいたします。

まず、研修ですが、平野委員のお考えのとおり賛成でありまして、就任して以来、研修の参加状況も全部調査しました。そうしたら、最も管理職の出席が悪くて、課長たちに庁議で行くようにという指摘、指示もしておりまして、できるだけ管理職から先頭を切るようにという指示もしていまして、職員の個々の参加状況は把握してやっておりますので、ご指摘のとおり進めます。

それから、行政推進委員、町内会の関係でございますが、これは非常に昔の常会という制度から町内会があってきていまして、従来は行政はどちらかというと都合よく町内会を活用してきたという部分があったと思います。ただ、その後やっぱり時代とともに変化して、行政推進委員も町内会長を行政推進委員にするようにして報酬を支払って、非常勤の特別職にした。その後、各町内会の班長さんも非常勤の特別職にして、文書配布等においての責任をできるだけ行政のほうでも担っていくというような対応をしてきているわけです。その間、国のこういう自治体に対する地縁制度の法整備もされまして、参加促進しているわけですが、確かに地縁団体は余り結成されていないというのが現状であります。

そういうふうに、町内会と行政は切っても切れない状況でありますし、いろいろこれまでは町内会に補助するという、助成をするという形でいろいろな形をしてきましたが、いま一度、先ほど担当課長もお話しましたが、検討してさらにいい方法を求めていきたいなというふうに思っております。

それから、婚活につきましては、これまでも一般質問あるいは議員各位からも 指摘ありまして取り組んできておりますが、特に農業者を中心に取り組みまし た。ただ、これは農業委員会にお願いして、きょう会長さんいらっしゃいません けれども、農業委員会にお願いして取り組んでいただいたんですが、変に農業青 年にいくと、「何しに私のところに来た」みたいなことも言われて、農業委員が 非常に困ったという実例も聞いておりまして、それから若者の間には、地元での 婚活はやっぱり嫌がると、周辺の余り知られない人のところの婚活事業に参加し たいというような意向もあるというふうにも認識しています。そういう意味で は、お互いに各市町村とも婚活活動をしながら、広域的な視点で見ていかなけれ ばならないのかなというふうには思っております。そういう点で考えております し、できるかできないかわからないですけれども、今検討していることは、少子 化対策の祝い金もそうですけれども、子供を産むためには基本的には結婚ということが前提で、そのためにはやっぱり昔みたいな、職員の中の提案に「婚シェルジェ」という、コンは結婚の婚を入れて、いわゆる昔の媒酌人制度について提案したりしているのがありまして、おもしろいなというふうに思っています。だから、何か具体化できればいいなというふうに、新年度に向けて頭を悩ませているところでございます。

以上でございます。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。 次に、第3款、民生費から第4款、衛生費までの質疑を受けます。 決算書ページ数73から96ページです。

質疑ございませんか。

西館芳信委員。

西館芳信委員

80ページのほのぼのコミュニティ21推進事業ということで、これ当たっているかどうかちょっと、私そちら側にいても、なかなか細かいことまでわからなかったものですからお尋ねしますけれども、何のことを言いたいかというと、のびのび館でやっている風呂については極めて好評で、皆さん喜んで使っているというふうなことをずっと聞きましたし、見ております。それとちょうど対応するように、この近くの福祉センターでしたか、こちらでも風呂をやっていると。2本立てでやっているわけですけれども、この予算はほのぼのコミュニティでよかったですかね、何の予算であって、そしてどれぐらいのお金がそれぞれにかかっているのか、もしわかれば、細かい何円までは必要ないですから、ちょっと大まかなところをお知らせ願えればと思います。

吉村委員長

答弁願います。

介護福祉課長。

介護福祉課長 (倉舘広美君)

ほのぼのコミュニティ21推進事業委託料というのは、委託先は社会福祉協議会でありまして、活動内容はほのぼの交流員、これは全部で127名の方が登録されておりますけれども、全部で42グループですから、1グループ3人ぐらいの方がひとり暮らしの方や寝たきりの高齢者や障害者のいる世帯を訪問し、孤独感の解消や各行政機関との連絡調整を行っていただいていると、そういう活動の

委託料でございます。

風呂ですけれども、これは社会福祉協議会に管理委託しているその経費の中の 一部ですので、実際風呂だけで幾らかかっているかというのは、全体の委託料の 中ですので、そこまではちょっと把握してございません。

吉村委員長

西館委員。

西館芳信委員

わかりました。

では、町長に直接お願いしたいんですが、実はつい最近、のびのび館のほうは毎日、月曜日から金曜日まで連続して風呂をやっているのだけれども、こっちの旧下田のほうは月曜日と木曜日2回だけだということで、そしてやっぱりこっち2回だけだということで、のびのびのほうに行くのは行きづらいし、行っても、なんであんたきょうここさ来たのよというふうな目で見られるというふうなことで、これ何とか平等にしていただけないのか、こういうふうに今運用しているのには多分理由があると思うのだけれども、その理由を確認したいと思いますので、そこをお願いいたします。町長にお願いということと、担当者のそこのわけ。

吉村委員長

答弁を求めます。

副町長。

副町長

(柏崎源悦君)

合併以来、ところどころにそういう1町2制度があるんですが、たしか私の記憶では、従来からそうやってきたのをそのまま引き継いでやってきていたのではないかなというふうに思っております。今のご意見も踏まえて考えていきたいというふうに思います。

吉村委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長 (倉舘広美君)

のびのび館と老人福祉センターの風呂の開設の日にちですけれども、これは合併前からこのような開催の仕方をしていまして、合併後も引き続いて同じような形でやっていますので、なぜ旧下田のほうが週2回だったのかというのは、ちょっと私も把握できておりません。以前からの状態を現在も続けているということでございます。

吉村委員長

西館委員。

#### 西館芳信委員

大変いい回答をいただいたなというふうに思っております。なぜそういうふうになったのかなといえば、これを話した人たちがしゃべっていたんですけれども、こっちは風呂が大きくて沸かすのに時間が大変で、向こうのほうよりも何倍だかあるような話をしていたんですよね。だからそういうふうになったのではないかというふうな話でしたけれども、そういうふうなことでなければ、ぜひともちゃんとお互いに同じような運営、運用の仕方をしていただければというふうに思います。これで終わります。

吉村委員長

次、楢山委員。

楢山 忠委員

80ページの委託料のところで、敬老会の開催委託料ということで300何万円というふうなことが出ていますけれども、現在何町内が委託を受けてやっているのか、その町内での平均の出席率、出席人数は何人ぐらいになっているか教えていただけますか。

吉村委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長 (倉舘広美君)

昨年度の実績では、地区敬老会を開催したのは28地区34町内会でありまして、対象者が2, 585人中、参加者が1, 037名ですので、約40%の方が参加してございます。ちなみに、開催していない町内を対象にして町で開催しています敬老会のほうは、対象者が484人中74人、これに表彰の方とか地区敬老会に参加した方も入って、この74人にプラスになりますけれども、純粋に地元町内で開催していない町内の方は74名、参加率でいきますと15%。全体でいきますと36%の方が、いずれかの敬老会に参加しているという状況でありました。

以上です。

吉村委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

それで、これは町のほうのやるのはいつで大体終わるようなことになるんですか。何か来年とかどうのこうのというふうな話を言ったりしていましたけれども。

吉村委員長

答弁を求めます。

介護福祉課長。

### 介護福祉課長 (倉舘広美君)

敬老会につきましては、4年前だったと思いますけれども、およそ約3年をめどに、全ての町内会の開催に切りかえしましょうということでありましたけれども、既にことしで5年目になって、まだ全町内開催とまでは至っておりません。 当初3年を目標でしたけれども、延び延びになっていましたので、いつまでこの状態が続くわけにもいきませんので、ようやくことしの町の敬老会、無事終わりましたので、これから来年度の予算編成に向けて内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

#### 吉村委員長

#### 楢山委員。

#### 楢山 忠委員

やっぱり、地元の町内でやると出席率が多くなるというふうなこともあるので、そのときにも、同じ町内であっても、やはり送迎が必要な部分があるんですよね。その辺も今はどういうふうに加味してあるのかどうかわからないけれども、できれば同じ町内であっても、送迎の費用分ぐらいは見てあげるようにしてやれば、もっと多くなる可能性もあるのではないかなと、そういうふうに思っていました。

これ、あともう一つ聞きたいことがあるんですけれども。(「どうぞ」の声あり) それと、92ページが対象になっていましたか。(「なっています、96ページ までですから」の声あり) 92ページなんですが、十和田広域の負担金、補助及 び交付金のところなんですが、十和田広域の事務組合の火葬場の使用料というふうなことで出ていましたけれども、これは何年か前から無料、見舞い金だかで渡すようにして無料になったような気がしていましたけれども、この十和田へ行くのと、それから別に行くものの比率的なものはどういうふうに変わりましたでしょうか。

#### 吉村委員長

答弁を求めます。

介護福祉課長。

### 介護福祉課長 (倉舘広美君)

私のほうから、最初のご質問、敬老会の送迎ですけれども、決算書の先ほどの 開催委託料311万円のそのすぐ下に1万6,000円ほど計上されていますけ れども、これはタクシーを使った際の分でありまして、去年は2つの町内会の方 がタクシーを使っていますので、もし希望なされるのであれば事前にお知らせし ていただければ、こちらのほうでお支払いするという形になりますので、事前に これも相談していただかないと、事後だと予算の関係がございますので、以上報告しておきます。

吉村委員長

環境保健課長補佐。

環境保健課長補佐 (赤坂千敏君)

先ほどの質問ですけれども、比率に関してちょっと把握していませんので、こ の後ちょっと調査して回答させていただきたいと思います。

吉村委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

タクシーを出しているというのであれば、少しちゃんと説明をしてあげるようにしてほしいなと思います。まだ町内の中には、わからない、どうしよう、自分たちで送迎しなければならないというふうな考えを持ってやっているところもありますので、できれば話してください。

それから、ではわからないそうですが、この十和田のほうで火葬をやっている 人数というのか、亡くなった方の人数の関係はどういうふうな推移をしています か、ここ二、三年の間の。それを教えていただければ。

吉村委員長

答弁を求めます。

環境保健課長補佐。

環境保健課長補佐 (赤坂千敏君)

議員さんのご質問ですけれども、主要施策の60ページの上のほうに、火葬場使用料の関係で数値を載せてございますので、これで回答とさせていただきます。ただ、十和田広域の火葬場のほうを使用するのがほとんどだと思います。昨年度、たしか1件ぐらい八戸というふうなのがありましたけれども、ほとんどが十和田広域で火葬というふうなことになっております。

以上です。

吉村委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

今の火葬場のことを聞いたのは、昨年まで広域のほう、十和田のほうに行っていたもので、そこでいろいろ一般質問したりなんかして、火葬をする釜をふやさなければならないのではないかというふうなことを一生懸命話してきたもので、それをちょっと、どれだけ推移しているかというのを聞きたかっただけです。ありがとうございました。

吉村委員長

西館委員、1項目について1回の質問はもう終わっているので、ここについて2回はだめですから。ここで、73から96ということで1回やりましたよね。1回終わっているから次はだめと、その項目の中では1回の中で何回でもいいんですけれども、1回終わりましたので。

ほかにございませんか。

ここで休憩といたします。13時30分までお昼のため休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

吉村委員長

会議を再開する前に、環境保健課長補佐より答弁したい旨申し入れがありましたので、これを許します。

環境保健課長補佐。

環境保健課長補佐

十和田地域広域斎苑に関する質問についてお答えします。

(赤坂千敏君)

まず、火葬場使用料補助金による十和田地域斎苑の使用料無料化は、平成25年度から実施しております。利用件数の推移は、平成24年度においては205件、平成25年度においては179件、そして平成26年度においては219件ということになっております。

また、調査したところ、十和田地域広域斎苑以外の火葬場の利用件数は、26年度ですが28件という数字を得ております。

以上で答弁を終わります。

吉村委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午後 1時30分)

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、2点質問させていただきます。

52ページのところです。環境保健課の苦情処理件数、非常にこの死骸処理、 委託料のところです、136件、蜂の巣処理が165件ありますけれども、これ は委託をして処理をされているというふうに理解しますけれども、この蜂の巣の 処理については、駆除、薬剤散布、調査とありますけれども、例えば処理したと きに、この収入が得られるのかどうか、収入があるのかどうか、ここ1点だけお 願いします。

それから、もう1点ですが、68ページ、衛生費の4項病院費のところですけれども、病院健全化基金積立金がゼロ円となっております。国民健康保険のおいらせ病院健全化基金条例によりますと、前年度基金として積み立てる、毎年度基

金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内とあります。一般会計ですと、繰越金の枠の中で2分の1の基金にするんだというふうなのがありますけれども、これを見ますと、病院基金については予算の定めなければ一向に積み立てていけない、積み立て基金がふえないというふうなことで解釈するわけですが、これまでも病院経営については黒字で来た経緯がありますが、たまたま26年度は5,000万円以上の収支バランスが崩れております。そういうふうな意味でいっても、この部分については、やはりこの基金条例に基づいて例年積み立てをすべきと思いますが、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

環境保健課長補佐。

環境保健課長補佐

平野議員のご質問にお答えします。

(赤坂千敏君)

蜂の巣の処理で収入はあるのかというふうなことですけれども、これは全て委 託料で賄っております。

以上です。

吉村委員長

企画財政課長。

企画財政課長 (小向道彦君)

病院の基金についてでありますが、これは合併前からある基金でありまして、その病院の繰り出しが多額になったことを考えた場合につくったものと考えております。現在の基金の残高は143万円ほどでありまして、病院の繰り出しについては普通交付税のほうに算入されて、一般会計のほうから1億円ほど毎年繰り出しをしております。それで、まず現在のところは繰り出し基準内でありますが、繰り出しをしておりますので、特にこの基金を使って繰り出ししなければならないというような事態はまだ考えておりませんので、積み立てをしていないということであります。

以上であります。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

今現在そういうふうな目的がないような話ですが、きのうの病院の移転とかそういうふうな議論の中でも話がありますように、移転、新築とかそういうふうなものになるためには、一般会計では後年度の施設の維持管理経費として積み立て

をしているわけですね。病院だって、目的があって医療サービスの提供、そしてまたこれまで積み立てをしてきた額を使って施設の改修、改善しているわけです。残っているのがたった143万円ですよ。突発的ないろいろな意味での災害発生時、そういうふうなものに対しても資金充当できるところがないような形ですから、私は少なくてもこの病院の機能を維持するためにも、定期でちゃんと繰り出しを、繰り出しはルールでちゃんと交付税で入ってくるわけですから、それ以外の部分として病院の基金の増額をしていくべきだと。病院の事務長にすれば、本当に不安ではないかなと思います。副町長、これはちゃんとして、基金条例の中にもあるわけですから、一般会計でないと、一般会計で定めるとこう書いてありますから、だから一般会計で病院の繰り出しの枠の中でこの分は基金積み立てをしなさいというふうな、予算計上するというふうなことでいけばいいのではないかと思いますが、副町長どうですか。

吉村委員長

答弁を求めます。

副町長。

副町長

(柏崎源悦君)

先ほど一部答弁もありましたように、これまで幸いなことに病院経営は黒字で来ました。26年度で今久しぶりに赤字に入ってきているわけでございまして、 当然基金条例も従来から自治体病院の経営が厳しいということを前提に多分設けられてきているものだというふうに思っていましたから、ことしの状況等も踏まえながら考えていきたいと思います。

また、当然前段でも、一般質問等のこれまでの議論の中にもありましたが、移転とか新築とかという部分については、それらがこれまでも話してきておりますように、具体的なものになってきたら、やっぱり財政計画も当然並行して検討されなければならないというふうには思っております。

吉村委員長

次、馬場委員。

馬場正治委員

事項別明細書96ページの4款2項の清掃費の十和田地域広域事務組合じん 芥処理費負担金のところなんですけれども、主要施策の成果のほうの66ページ に、前年度と26年度のごみの十和田広域への搬入量とし尿処理の支払い金額が 載っておりますけれども、搬入量は前年度よりも72トン減っているのに負担金 が730万8,000円ふえているのはなぜか。同様に、六戸にある十和田地区 環境整備事務組合のし尿処理量も、前年度に比較して152キロリットル減って いるのに負担金が45万2,000円ふえているのはなぜか。この2点お聞きし ます。

吉村委員長

答弁を求めます。

環境保健課長補佐。

環境保健課長補佐 (赤坂千敏君)

馬場委員のご質問ですけれども、ちょっとこちらのほうでその数字等を把握していませんので、後日資料提供させていただいて回答とさせていただきますので、ご理解をお願いします。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

現在説明できる資料がないということですので、後日その理由をお知らせいた だきたいと思います。

し尿処理量の負担金が、1トン当たりの負担金が上がったのか、上がっていなければ量が減れば負担金も減って当然なわけですけれども、どうもここが理解できなかったところでございます。

そして、事項別明細書の92ページもいいんですね、関連して資源集団回収事業、各町内会だとかその他町内の各団体が、いわゆるリサイクル資源、ペットボトルだとかアルミ缶、スチール缶、紙、新聞紙、段ボール等回収事業をやって、その奨励をしているわけですけれども、これは十和田広域に搬入するごみを少しでも減らして町の負担を減らそうという目的を持ってやっているわけですけれども、その効果をどのようにレビューしているか、効果を毎年これはやっぱり計算してみる必要があろうかと思うんですけれども、この施策の成果を見る限り、十和田広域への搬入量は若干ふえている、負担金もふえている、集団回収事業者への奨励金も払っていると。これまでのこの議会での質問に対しては、かなりの効果があるということで、奨励費も現在キロ当たり5円を10円にして、それでもまだ広域へ持っていけばキロ当たり20円かかるので、町の負担が半分になるのだということで処理してきましたけれども、その効果のほどをやはり、毎年でなくても二、三年に一度はチェックをして報告いただければと思いますので、今もしその効果を説明できればお願いしたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

環境保健課長補佐。

#### 環境保健課長補佐

馬場委員のご質問にお答えします。

### (赤坂千敏君)

効果はあるのかというふうなことで、今この手元に、その奨励金額の毎年度の 金額を載せたデータがありますけれども、これを少し紹介をさせていただきたい と思います。

まず、24年度からですけれども、奨励金の額は約325万円、それにかかわった団体数は37団体、次に25年度は39団体で、奨励金額が350万円、そして26年度はここに記載のとおり、団体数は37で352万円ということで、ここ数年は平均しておりますけれども、確実にそのごみを減らそうというふうな取り組みが各町内会に広まっていることは事実であろうと考えております。

以上です。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

ここ3年ほどは集団回収事業者への奨励金が350万円前後ということで、ほぼ一定になってきているということなんですけれども、当然このごみを広域へ持ち込めば、この倍、約700万円負担金がかかるということで、単純に計算して350万円は節約されているというふうなことが言えると思うんですけれども、広域事務組合のほうでは、まさか搬入しているごみの量が間違っているとは思いませんけれども、全体のごみの量がふえているというふうに考えればつじつまが合うのですけれども、その辺のチェックも、1回目の質問のとおり量が減っているのに負担金がふえているのはおかしいと思うのが普通ですよね。そこを突き詰めて後日報告いただきたいと思います。

以上で終わります。

吉村委員長

答弁は要りませんね。(「はい」の声あり)

ほかにございませんか。

松林委員。

松林義光委員

1点だけお伺いします。ことしも9月2日、敬老会が終わりました。町内会でまた連合でやっているんですけれども、町内会で実施できない町内は何カ所、何町内会あるのかお伺いいたします。

吉村委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長

昨年度、町内会で実施したのが34町内会で、52町内会ありますので18町

(倉舘広美君)

内会になります。

吉村委員長

松林委員。

松林義光委員

何年前ですか、敬老会を各町内会で実施してもらいたいと、3年間試行的にやってもらいたいと。年齢を上げて75歳を対象としますと、75歳にしても対象者が多くて、交流センターには入りきれないというふうな事情で、各町内会でやってもらいたいということでやってまいりました。そして、年々町内会がふえてきているんですけれども、副町長でも町長でもいいんですけれども、考え方をお伺いしたいと思います。要するに、町内会でやってくださいと、もう3年後、4年後ではもう町の敬老会はやりませんよというふうなニュアンスで、行政推進委員会議とかいろいろな機会を捉えて、そういうふうに話をしてきたと思います。納税組合の奨励金もそうですけれども、それはいろいろな事情があるでしょう。合併時に決めたにもかかわらず、じりじり延ばすということはいろいろ事情があると思いますが、やはり町長として決断するときは決断しなければならないと私は思います。

そういうふうな趣旨で、各町内会でやってもらいたいよということでやってきましたので、この予算を見ますと300万円余り予算を使っているわけです。それで、あのアトラクション、各町内会でアトラクションをやっています。それで、例えば古間木山連合でやっている敬老会、うちのほうの保育園の子供たちも毎年頼まれて行っていますけれども、そして先般の敬老会にも要請を受けて来ました。5園でなくてもいいでしょうと町のほうに言ったら、ことしは10周年記念事業だということで5園何とか参加してもらいたいと。それぞれの保育園でも違いますけれども、あっちに引っ張りこっちに引っ張られ、町にも引っ張られ、いろいろ忙しい保育園もたくさんあるんです。ですから、いろいろな事情はわかります。だけれども、いつかはどこかでやはり町長として、町の方針として決めなければならない時期が来ると私は思いますけれども、町長のまたは副町長の考え方をお伺いします。いつまでも何町内会からできませんと、私どもの町内会ではできませんと、ですからやっぱり町でやらざるを得ないという考えなのか、その辺をお伺いいたします。

吉村委員長

答弁を求めます。

町長。

町長

ご心配をいただいて、まずは今回の敬老会にはたくさんの園児の方々、ありが

#### (三村正太郎君)

とうございました。10周年を盛り上げていただきました。感謝を申し上げます。 先ほど担当課長のほうからもお話は出ましたように、この問題については、何 年か前からはもう3年以内には云々ということを聞いておりましたので、そろそ ろよく話し合いをしながら、よく検討してみて軟着陸をしたいというふうに思っ ておりました。やっぱり、時期が来たら当然それなりの決断をしたいというふう に思っておりました。いろいろな角度から深く議論した上での結論を出したいと いうふうに思っておりますので、いましばらく、少し時間がかかるかもしれませ んが、そう遠くはないと思っておりましたので、必ず決断をいたしまして、町内 会のほうがいいと思います。多くの住みなれたところだと参加しやすいし、近い ところでもやれるしということで、なじみで話が弾むし、敬老会を楽しめるので はないかということでありますので、そのことを申し上げさせていただきたいと

吉村委員長

松林委員。

思います。

松林義光委員

各町内会、いろいろな創意工夫をして75歳以上の方々をおもてなししておりますよ。参加者も、私は町内会で、地区でやったほうが多いと思います。実際先ほどの課長の話を聞いておりましても、やっぱり50%近く参加しているということであります。こういうふうに質問したり要望していれば、私が悪く思われると思います、もしこの話が伝わっていくと。何を松林は言っているのだということになるかもしれませんけれども、ただ一応決めた以上は、そのルールにのっとってやはり決断をしなければならない時期が来ると、今町長も言っていましたけれども、また庁議でも政策会議でもあらゆる角度から検討して、時期が来たらそういうふうな決断をしてくれるように要望いたします。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。 次に、第5款、労働費から第7款、商工費までについての質疑を受けます。 決算書95ページから112ページです。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

それでは、5款労働費の成果のほうの69ページで質問させていただきます。 緊急雇用創出事業が1億4,908万1,000円の決算となっております。 1点目のコールセンターの人材育成事業が1億2,490万5,000円、現在のそのコールセンターの現状について、この後の経過、前にも聞いていますけれども、その後がどうなっているかちょっと把握できませんので教えていただきたいと思います。

それから、街なかブランドが 2, 3 2 9 万 6, 0 0 0 円報告になっていますけれども、これについては途中で事業達成したのか、閉鎖になったわけで、この事業効果というのはどういうふうに評価しているのかもあわせてお願いしたいと思います。

それから、7款のところです、77ページになります。おいらせ音頭の浴衣、これが482万円、200枚の200人分だと思いますけれども、これができてありますけれども、これらが今度よさこいソーランとの連携をするときに活用できるのかどうか、これを使えるのかどうか、これもひとつ説明をいただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長

答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長 (澤田常男君)

ただいまの平野委員の質問にお答えいたします。

コールセンターの経過というところでございますが、6月に全員協議会のほうでちょっとご説明させていただきましたが、その後の経過についてご報告いたします。

全員協議会のときにお話ししたときには、従業員、社長を除いて13名ということで、これから事業を進めていくということで計画書等も出していただいておりました。先日、改めて実績と今後の計画について資料提供いただいたところ、その後3名の方が退職されて、現在は従業員は10名ということで、6月のときの計画では、2カ月ぐらいは赤字だけれども、3カ月目ぐらいからは黒字になる見込みだということで資料をいただいたんですが、実績としましては3カ月目の8月もまだ現在赤字の状況です。今後、黒字に向けてということでいろいろ営業努力しているみたいですけれども、ちょっと実績がまだ伴っていないというような状況でございます。

それから、ブランドのおいらせ屋の関係の評価ということでございますが、おいらせ屋につきましては、平成24年度から桃川さんの酒蔵見学施設をお借りして展開してまいりました。街なかサロン的な町民の憩いの場としての環境づくりと、それから自立していくために自分たちの収益事業として産直施設的な特産品

等の販売等も行ってまいりましたが、なかなかその販売のほうのスタッフがちょっと入れかわったりして、なかなか安定した収益を上げることができなかったというので、そちらのほうに主なスタッフが集中して、本来やっていきたかったその街なかサロン的な部分がちょっとおろそかになったのかなというふうに考えております。

それから、浴衣につきましては、26年度中に、先ほど平野委員おっしゃいましたように200着、これはたしか男性用が60着で女性用が140着だったような気がしております。2団体、連合婦人会さんと文化協会さんのほうにそれぞれ無償貸与して、残った部分については商工観光課のほうで管理して一般に貸し出ししていきたいなというふうに考えておりますが、おいらせ音頭のほうの浴衣につきましては、おいらせ音頭の踊りの際に着ていただくということで、よさこいではよさこいの独自の衣装が今年度の予算でついているみたいですので、それはそれとしてやっていければいいのかなと。今後につきましては、担当課の企画財政課のほうと、その連携につきましては協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

コールセンターについては、だんだん尻すぼみになっていって、見通し的には 3カ月赤字が続いている。このまま本当に継続性ができるのかどうかというふう なのは、やはり行政としてもちゃんと検証すべきではないか、もう結論を出して もいいのではないかなと私は思うんですけれども、従業員だってほとんど40名 のが今10名というふうなことですから、本当にこの事業継続というのは私は先 行き全く不透明だなというふうな思いがします。それなりに判断すべきと思いま すが、これについて考えをお伺いしたいと思いますし、それから街なかショップ についても、国庫事業で町の財源が充当されていないからというふうな考え方が 甘さもあるのではないかと私は思うんです。実際に、ここの事業にかかわったス タッフ、そういうふうなものの中で自立をするというふうな、やっている人は一 人もいない。いろいろなスタッフの入れかえがあったんですけれども、やはりこ ういうふうなものはもっとほかのほうの、ほかのほうというのはこういうふうな 方法ではなくて、例えば3人だの5人組んでいろいろな起業をしようとか、そう いうふうな事業のほうにこの方向転換をして活用したほうが、いろいろな意味で いい結果が出たのではないかなというふうな私は思いがあります。ですから、三 沢のほうでやっていますけれども、そういうふうなただ団体に補助金を国から来

たのをそのまま流してやるというふうなことではなくて、町独自の企画性を持った事業展開をしていくというふうな方法もあると思いますけれども、これについてもひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、おいらせ音頭のほうについては、よさこいについては別途で予算計上して対応するんだというふうなことで、実際に200組つくって、200組はまだ使っていないというふうな説明であります。私は、前にも言っているように、この部分についてはやはり曜日にもよりますけれども、百石高校とかそういうふうな学校の参加もこれによって協力いただければ、いろいろな華やかさとかPRになると思うんです。ひとつここのところは、既存の団体だけではなくてもっと視点を変えて検討してみる気がないかどうかお聞かせいただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長

お答えいたします。

(澤田常男君)

コールセンターの継続につきましては、平野委員ご指摘のとおり、我々も大変継続については危惧しております。改修経費のほうも予算とらせていただいていましたので、できるだけ早い時期にその辺はコールセンターのほうと協議しながら、方向性については協議していきたいというふうに考えております。

それから、ブランドの関連で、起業をしたい方に支援するような形に変えていったらどうかというご提案でしたが、今年度の空き店舗対策事業、地方創生関連の事業でございますが、それがまさしくそういう事業になりますし、それから同じく小さな拠点事業ということで行っているところでも、お試し店舗という制度を利用して起業したい方に何カ月か体験していただいて、実際に起業する場合は支援していくというような制度をつくっておりますので、今年度それに期待しているところでございます。

それから、浴衣につきましては、来週から始まりますおいらせ百石まつり、それからおいらせ下田まつりで、それぞれ文化協会あるいは連合自治会さんのほうでおいらせ音頭を踊っていただけるということを聞いておりますので、そのときがお披露目になるのかなというふうに考えております。

それから、百石高校さんにつきましても、おいらせ百石まつりの流し踊りに参加していただくことになっておりますので、そのときに百石高校さんのほうにも 浴衣は貸与したいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村委員長

ほかにございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

108ページですけれども、19の負担金、補助及び交付金の中での漁業者担い手育成補助金30万円ということなんですが、これは担い手が確保できているのでしょうか。

あと、もう1点、112ページなんですが、多重債務者等経済生活再生融資預託金160万円とありますけれども、これはこの多重者債務の方々というものの利用は、まだ年々増加しているのでしょうか。そしてまた、年齢的にどういう方がそれに該当している人がいるのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

農林水産課長。

農林水産課長

楢山委員の質問にお答えいたします。

(松林政彦君)

担い手が確保できているかということで、26年度は2名ほど確保したということで、補助金が1カ月3万円で5カ月掛ける2人で30万円の決算となっております。

以上です。

吉村委員長

商工観光課長。

商工観光課長

ただいまの質問にお答えいたします。

(澤田常男君)

多重者債務のここ数年の傾向ということでございますが、ちょっと過去のデータまできょう持ってきておりませんので、その数字につきましては後刻報告したいと思いますが、27年3月末の状況でお答えいたしますと、これは制度が2種類ございまして、生活再建資金の貸し付けというのと、消費者救済資金貸し付けというのがございます。生活再建資金のほうの貸し付けにつきましては、2件で約60万円ほどまだ貸し付け残が残っているということで、新規の貸し付けは3月中に1件でございました。それから、消費者救済資金貸し付けという事業につきましては、3月が1件、それから貸し付け残高がトータルで5件で611万1,000円ぐらいということになっております。

それから、あくまでもこちらはデータとしてうちのほうでいただいているのは 数字と件数と残高、金額等でございまして、貸し付け者の年代とかそういうのは ちょっとこちらのほうに報告ありませんので、把握しておりません。 以上でございます。

吉村委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

まず、漁業者の担い手なんですけれども、この2名の方々は、漁業者といっても何をどういうふうな形でこれから漁業をやっていかせるといったらおかしいのですけれども、生活、漁業にタッチしていくようなことになるのでしょうか。それを聞きたいということと、それから債務者の関係は、これは26年度のそれであるということなんですが、今までどれぐらいの人が救済されて、そしてこれ貸しているということは返済もされることになるだろうと思うのですけれども、それが行われているかどうか教えていただけますか。

吉村委員長

答弁を求めます。

農林水産課長。

農林水産課長

お答えいたします。

(松林政彦君)

2名の方は、今現在一川目と苗振谷地に住んでおりまして、正式に組合員として出資金等を出して組合員になっております。今現在は、ほかの方の船に乗って一緒に漁業をしております。

以上です。

吉村委員長

商工観光課長。

商工観光課長 (澤田常男君)

過去のデータにつきましては、先ほどお話ししましたように、ちょっと手元にないので後刻報告しますが、償還につきましても、毎月償還がされております。 以上でございます。

吉村委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

漁業のほうの関係なんですけれども、私は百石漁港の関係で百石の漁業者が多いんですけれども、果たしてこれから食べていけるのかな、もっと資源開発なりをしなければならないのではないのかな、そっちが先ではないかなと思うんですけれども、せっかく漁業をやりたいというふうな方がいるのですから、その辺最後まで面倒見て、立派な漁師になってもらえるようにしていただきたいと、そう

いうふうに思います。

それから、債務者については、このお金があるおかげで大分助かっている方が 多いと思いますので、続けられる分については予算を設けて続けていただきたい と、それを要望して終わります。

吉村委員長

答弁はいいですね。(「はい」の声あり) ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。

次に、第8款、土木費から第9款、消防費までについての質疑を受けます。

決算書111ページから126ページです。

質疑ございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

済みません、1つだけ。116ページなんですけれども、明神川改修に伴う町 道橋りょう架替工事、これはいつ完成の予定で、いつ使用できる状態になるので すか。

吉村委員長

答弁を求めます。

地域整備課長。

地域整備課長 (澤口 誠君)

ご質問のありました負担金につきましては、こちらの橋のほうにつきましては 沼端3号橋、藤ヶ森から日ヶ久保へ抜ける橋になります。こちらのほうにつきましては、現況の幅員4メートル50から5メートル50に拡幅分ということの負担金になりますが、現在工事中でありまして、きのう現場のほうを確認したところ、舗装のほうまで終わっておりますので、今後近いうちに供用開始のほうができるものと考えております。

以上で説明を終わります。

吉村委員長

西館芳信委員。

西館芳信委員

124ページの津波避難タワー建設工事実施設計委託料ということで、4,0 44万円ほど計上されておりますが、これは三村町長が津波避難タワー、間違っ た方向に導いたことの証左のケースであるということで、私はこの点についても う1回一般質問でちゃんと理解できなかったところについて聞きたいと思いま す。

私が言うまでもなく、きのうの私どもの議会を見ておりますと、議長とかそれから新人の議員の皆さん方、まだ質問まではというふうな遠慮もあった中で、6人ですか、7人ですか、ああいうほどの議員の皆さんが質問に立った。これは、紛れもなく議員のほとんどの方々がこのことについて理解していない。一昨年、昨年の6月ですか、この議決はあったものの、このタワーについてはもう時間がない、決めなければお金を返さなければならないというふうなせっぱ詰まった状況の中で、町民の利益ということを考えて、仕方なく議決に回った議員が多かったということを示したものだと思います。

私が話したことに対して、町長は本当に何も満足なことを答えていない。だから、私は最後にこういうふうに町民に対して間違った方向でもって、防災面それから町でできる事業、いろいろないい面があったはずだ、そういうことをいろいろできなかったということは、やっぱり町長をやめるに値するだけのこれは過ちであるというふうなことで、やめたらどうですかというふうな言葉になりました。それは、今も全く変わっておりません。

町長、あなたは昨年の6月の議会の質問の中で、馬場正治議員の、工事がおくれているのではないかと、どういう理由からなんだというふうな趣旨の質問の中で、確かにおくれているのは申しわけない、行政の継続性もあってと、やりたくないんだけれども行政の継続性があってしぶしぶやっているんだというふうな印象で私はその記事を見ておりましたけれども、あなたは行政の継続性というのをどういうふうに捉えてああいうふうな発言になったのか、まずお願いいたします。

# 吉村委員長

答弁を求めます。

町長。

# 町長

(三村正太郎君)

西館元副町長、そして今議員ということで質問しておりますが、間違った方向 へ導いたということで、私はそう思っていません。むしろ、将来的にはいい方向 だというふうに思っておりますので、そこの見解の違いは、これはそれぞれの思 いがあろうかと思いますので仕方ないですね。

それから、行政の継続性、当然であります。この津波タワーについても、前町 長がやってきた、それから西館委員も携わって3年やってきたということで、一 定のところまで来て一生懸命事務方も詰めてまいりました、タワーについては。 ですから、これについてはやはりいろいろな、前にも申し上げたように総合的に 決断をさせていただきましたが、この行政の継続というものは、やはり大事にし ながら、基本にしながらも、時代の変化といいますか、3年経過した中でのまた マニュアルが変更になったということを前にもお知らせしたんですけれども、そ れらも踏まえて判断をさせていただいたというふうに思っております。

ですから、大変、私から言わせていただきますと、西館委員の3年という就任の中で、あそこまでプロポーザルでやって、いいタワーの建設だということで早く進めておればよかったのではないですか。そうすれば、それこそそれなりにまた新たなる町負担等も出てくるだろうし、皆さんに明らかになってくるわけです。ただ、みんな国からの交付金がもうただでというか、国から来るというふうに勘違いしているようでありますけれども、そういったことも含めて、やはり今となっては私の判断は絶対間違っていないというふうに思っております。

大変心が興奮しているものですから、ちょっと声が弾みますけれどもお許しい ただきたいと思います。ですから、西館副町長さんが担当してきたこのタワーに ついては、最大限尊重しつつも、そして判断をさせていただいたというふうに思 っております。

西館委員さんのおっしゃる、何といいますか質問の中で、地場産品がどうのこ うのとか、それから道の駅構想とか、将来構想がどうのこうのと話がありました けれども、それらは引き継いでおりません、私は。聞いておりません。正式には 聞いておりません。ですから、びっくりしてそのときは聞いておりました。ただ、 復興庁そのものは、避難タワー、これについての避難施設についての交付金をす るということになっていますから、だから夢のある構想をしておったようでござ いますけれども、復興庁はもう絶対避難タワー最小限の機能にしか補助しませ ん。その辺も副町長さんはやりとりの中で、国交省とのやりとりの中での事務方、 そしてそれが報告をしているはずであります、副町長さんのほうには。それを理 解していると思いますよ。だから、事務方も大変苦労しました。私にそれを引き 継がれたわけですよ。一連の流れの中で、私のところに来た。それで、私は決断 をさせていただきました。復興庁は、間に合うんですかと、もう時間がないです よ、早く申請してください、27年度で終わりですよ、間に合いますか、こうい うふうな事務方のほうへの問いかけでありました。そういったときに、いや期間 は延びないですかねと、集中復興期間は延びないですかねと聞いたりもしまし た。それはもう無理ですという、そういったときに、延びれば防災ドームはどう ですか、これからの計画をして陸のほうに上げたいんですけれどもとか、いろい ろな要望もしたいんだという気持ちはあった。それは無理なんですね。ですから、 復興庁、国が全部金を出すわけでありますから、これはもう復興庁のほうの補助 基準というのは、副町長がおっしゃったように基準があるわけですので、それは 復興庁のほうにやはり合わせていかなければならない部分もあり、すり合わせを

しなければならないということであります。

町長としても、そういったものを含めて、話はもとに戻りますけれども、継続性を尊重しつつ、私の時点で、それは私に変わったわけですから、責任を持たなければなりません。前町長が引き継いでおったら、別な決断になったかもしれません。そのときには、半分の負担は間違いなく出てきますよ、町負担。そういうふうなものも踏まえて、私は決断をさせていただいたということでございますので、西館副町長さんは前3年云々ということで全部勉強してきておられるはずであります。そのご苦労は事務方は大変でした。もう復興庁のほうからの催促はあるし、その中でいい方向での、これだったらいいでしょうと復興庁、国が認めてくれた。そこまでいって、早くやらないと、これは今のようなもう事業に、メニューに乗せられなかった。そうしたら全部返還しなければならない、全部パアになってしまう。それも一つの行政の継続でありますので、私は尊重しながら判断をしたということであります。

ちょっと声が上ずっているようで申しわけないんですが、非常に興奮をしたことのない正太郎でありますが、非常にしているものですから、そういうことになりますので、お許しを、西館委員、お許しをいただきたいと思います。

吉村委員長

ここで、質問者も答弁者も、決算委員会ですので、その中から外れないように、 この間の一般質問の延長にならないように各自自分で考えて質問してください。 西館委員。

西館芳信委員

私は、あくまでも私のサイドでは、津波避難タワーのこの委託料、これがここ に至るまでが間違いではなかったのかというふうなことの論点ですので、委員長 ご了承願います。

確かに、今の町長の発言、いかにも継続性、これを尊重したように聞こえますけれども、私一般質問の中でも、あなたは、隘路にぶつかって本来であれば場所を移動したくない、あるいは減額にしたくなければ超法規的な措置というのはあのときはやらなかったけれども、政治家にもっと上の政治家と面会しましたかというふうなことを話したら、面会しましたと、あのときだけは声を荒げて言いましたけれども、それは避難路のために会ったんだというふうな話で、私はあくまでも額を変えない、場所を移動しない、もうそういう大前提の、もっと初期の段階で会ったのかというふうに聞いたのに、そういう答えでしたので、もう町長は何らそういう面では会っていないというふうに私は結論づけました。幾ら継続性云々と言ったって、あなたは公約にあの高台に逃げるべきだというふうに掲げた、それは悪くないし、そしてそれは議長、あの議員の人たちの思いもそれに込

めたと、それも何も悪くない。

あの八ッ場ダムあります。あれは政府によって二転、三転したけれども、あれ はあくまでも議院内閣制の中でですよね。つまり、一番のトップ、首班が院内か ら出ているから、それこそ議員の人たちの尊重というのは当然しなければならな い。しかし、(発言あり) あなたは直接、いや、継続性の中で今話しているだけ だ。直接町民から選ばれた人だから、その辺はもっとストレートにあなたの意見 というのを発揮して、私はやってもらいたかったというふうに思っています。

さて、一番のあなたたちがその変更した理由は、市町村等における津波避難計画の策定指針だというふうにおっしゃいました。私も、それがどういうものかということで、これを今朝手に入れました。そして、慌ててみてみたけれども、あくまでもこれは指針であって、そして市町村において防災計画だとかそういうふうなものを定めるときはこういうふうにしてほしいという、おしなべたマニュアルであって、これが直接避難タワーの額だとか、あるいはどういうところ、どういうところあるけれども、場所にまで影響するとは私は考えられない。何の拘束力も持たない、国土交通省の事業にこうして消防庁のものが、これの中のどこが最初の場所だとだめで、そしてどこが今の場所だといいのか、それをはっきり明示していただけないですか。これは、事務方ではなくて、少しでもそういうやりとりがあるのであれば、町長の頭の中にも副町長の頭の中にも入っているというふうに私は思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

副町長。

副町長 (柏崎源悦君) マニュアルの理論立てについては、きのうお話ししたつもりでございます。それこそ、災害対策基本法に基づくところの防災基本計画を策定して、その中でそれぞれ消防庁がつくった検討委員会報告書に基づいて、県が受けて指導を流してきているという部分の流れの中で、私たちもそこの部分には専門家を置くほどの知識を持っていませんから、基本的には国なりが出してきている方向を尊重しながら、自分たちの計画の中に取り込んで計画していますから、それらを尊重するというのでありまして、それが変更するか、しないかについては、何回かお話ししたつもりですが、計画策定の中でいかにコストをおろしていくかという、これは理由の中で全協でもお話ししたというふうにきのうもお話ししましたが、コストを下げていくためにはどんな方法があるかという検討の中で、従来は浸水区域という表現の中で、そこから出てはならないよというふうに言われていましたけれども、マニュアルが変わったことによって、もう少し広範囲でものを考えてい

くことができるので、明神山に動かすとコストも下げることができるという、それは端的に言うと24メートルのものが13メートルぐらいに低い構造物になりますから、当然費用が下がってきますし、そうするとおよそ2億円から3億円ぐらいの範囲の中で事業をおさめていけるというような視点に基づいて判断をさせていただいたというふうに思っております。

吉村委員長

西館委員。

西館芳信委員

全くこのマニュアルについては、具体的なものは何もない、抽象的な答えの中で、今災対法をきのうお話ししたと、それは十分承知しております。災害対策法、いつ制定された法律だかご存じですか。昭和30年代ですよ。50年も60年も続いてきて、そしてそれは現前としてこれが今の津波があろうがなかろうが、そして避難タワーがあろうがなかろうがずっとあって、あれはそういう災害の中で、災害があったらどういうふうに市町村それぞれの責任者が行動するか、そしてそのためのいろいろな防災計画をどういうふうにしてまずつくっていくかということで、これがあろうがなかろうがずっと続いてきたことで、明らかに災対法あるいはこのマニュアルへのこじつけですよね。

成田町長は、平成26年の3月に退陣しました。それまで、このマニュアルの こととか災対法というのがあるのはみんなわかっています。わかっているけれど も、これがあるからこういうふうな方向にいかなければならないということは何 も誰も言わない。25年8月のプロポーザルのときだって、偉い先生も来ている、 県からも来ている、そういうふうな中で何らそういうのが問題視されず進んだ と。6カ月たって退陣して、それからわたわたこれが変わってきたというのは全 く納得いかないですよ。あくまでもその発端は、町長が公約として掲げていた、 それこそ公約に始まりがあって、町長として本当に行政の継続性というのを考え ていたら、やっぱり6月の議会でもその前の議会でも、幾ら議員の人たちが変え たいといったって、町長は行政の継続性がある、デッドラインがもう過ぎてしま った、前の町長の方針で行かざるを得ないよと、そしてその前はそのためにいろ いろな根回しをしているという、そういう構図ができ上がっていなければならな いのに、町長が公約で、この町長はどういうスタンスで避難タワーにあるかなと いうふうなことを、当然国でも察知する。担当の者はそういうので、お互いに話 して、これは渡りに船だなというふうなことで、そういう方向に急展開したとい うふうにしか……。

吉村委員長

西館委員、これは昨年度議会を経まして、議会との決定をいたしまして、予算

化をしてきております。それでの今この決算です。ですから、これを議会が承認 しているものを、今決算報告しているわけですよね。それ以前のことを言われて も、これ決算議会ですからね。先ほど言ったように、決算議会から外れないよう にお願いします。

西館芳信委員

はい、わかりました。

ということで、私が今話したことについては、どういうふうにお考えですか。

吉村委員長

副町長。

副町長 (柏崎源悦君)

委員長、申しわけありませんが、決算委員会の内容から外れるかもしれません ですが、答弁ということですので少し触れさせていただきます。

古い法律だというふうに言いましたが、その災害基本法をベースにして組み立てられている法体系の中で、23年12月に津波対策の推進に関する法律ができて、そして3.11の災害を受けて25年1月24日にはそういうL2のことを含めて県の防災計画も修正されて、それを受けて町のほうも合わせたような形で、災害の取り組みは単独ではなかなかいきませんから、作成してきているわけで、その解釈の中で従来距離の限界は最長でも500メートル程度を目安とするというものが、時間と余力のある限り安全な場所を目指すことというふうに変わってきていると。それらを含めてコストも計算して、いわゆる町長の言葉を借りると総合的に判断すると、今の移転の場所に、今の計画がいいのではなという決断をしたということでございます。

以上でございます。

吉村委員長

ここで、1時間経過をしましたので10分間、45分まで休憩をいたします。 (休憩 午後 2時33分)

吉村委員長

休憩を取り消し、会議を再開します。

(再開 午後 2時45分)

吉村委員長

西館委員。

西館芳信委員

いろいろ説明してはいただきましたけれども、私が求めているマニュアルあるいは災対法、本当にどこにここまで前の計画を変更させる力があるのか、具体的な根拠については一切示してもらえませんでした。後でとってつけたこじつけとしか私には思えません。

前町長の計画は、夢だけを語った計画だというふうに言われますけれども、今

八戸の沼館に構想している6億幾らの避難タワー、あれはもうそれこそ最初の段階で、できたらその利用の仕方の一部は企業等に貸し出すとはっきり言っていますよ。今の段階でもう防災の域を超えた活用の仕方というのを前提にして、まさしく成田町長はそこをしゃべったんですよ。成田町長の見通しは、私は正しいものだなというふうに今も思いますし、それから年間400万円の維持費がかかる、今言ったように企業の貸し出し、例えば今、この前行った青森文化会館なんかでも、ちゃんとしゃれた名前がついて、リンクステーション何とかかんとかというふうについていて、そういうふうないろいろな運営、運用の仕方を考えれば、月30万円というのは一つの自治体が要する施設として何ら高いものではないと。もっとやり方では幾らでもとれるというふうに考えるものです。何にしましても、すっかり闇の中でなされた急旋回、これはもう事実ははっきり言ってわからないかもしれません。恐らく、このことを一番よく知っているのは、前担当者の中野重男局長かもしれません。私は、だからできるだけ長生きして、いつか中野重男局長が、津波避難タワーの真実はこうだったという回顧録を書いてくれる日まで長生きしようと今思っているところでございます。終わります。

吉村委員長

副町長。

副町長 (柏崎源悦君)

誤解をしていると思われる部分がありますので、八戸の例を挙げましたけれども、八戸は制度が違いますから、私たちもこれをわかっていたのでしたら、もっと早くやっていればよかったなというふうに思って、何で八戸ができるのにと伺ったくらいですから、その辺の選択が違ってくると、まだ発言しないでください、そういうふうに一方的に言われても、経過とその与えられた引き継いだ時点での状況がありますよということを、それらを私たち引き継いで、その中からもう調査設計のための補助申請もしていますし、それぞれのものを受けて最大限の努力をしてきたので、一方的にだめにしたとか、間違った方向にと言われるのは非常に心外な思いがして残念でございます。

吉村委員長

次、平野委員。

平野敏彦委員

私は、2点ほどお伺いします。

まず、成果の84ページであります。委託料の中に公園の管理が出ています。 これを見ますと、海浜公園が載っていないわけで、私はおいらせ町の公園条例を 見てみましたら、都市公園の中に海浜公園があるものですから、これはどういう ふうな形で管理されているのか、まずここ1点お伺いしたいと思います。

それから、9款のところで、今いろいろ避難タワーの部分で議論されていまし たけれども、私は昨日担当課長が説明した当初計画6億5,000万円、それか ら計画を立てた段階でそういうふうな額になって、100%復興予算で使えると いうふうな思いで私たちもたしか議会で説明を受けた記憶があります。その後、 この6億5,000万円のうち単独部分が出てくるというふうなのは全く私は予 測しておりませんでした。これらについても、ちゃんと議会のほうでるる説明が なされているのであれば、私は予算は承認されていなかったと思います。6億5, 000万円は100%来るというふうなのであれば、私は予算化をすれば予算化 されたと思います。そして事業着手もなされたと思いますけれども、やはり肝心 のこの半額町が負担しなければだめだ、私たちが聞いたのは防災のタワーは防災 専用だというような形で、他用途が利用できないんだというふうなことも頭の中 に残っていますよ。ですから、そういうふうな意味では、いろいろな意味で将来 維持管理そういうふうなものにも禍根を残すのではないかというふうなことが あります。実際に、その24年の段階で調査、用地取得の予算がついたときに、 もっとこういうふうな6億5,000万円の事業をやれば単独部分がこう出てく るというふうな予算説明があれば、私はまだまだ議論もするし、方向づけも変わ ってきたのではないかというふうに、きのう説明を聞いてそう感じました。議会 は、少なくてもその予算を承認し、事業を執行させて、今その決算が出てきたも のについて議論しているわけですから、私は今さら自分たちの議会としての使っ た決算の中身について一生懸命議論するのであればいいんですけれども、さかの ぼってというのはいかがなものかなというふうな思いがしましたので、そこのと ころは委員長にもひとつ心して委員会運営に当たっていただきたいと思います。 今のところについては、どこにどういうふうな形で海浜公園が位置づけされて

今のところについては、どこにどういうふうな形で海浜公園が位置づけされているか確認をしたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

分庁サービス課長。

分庁サービス課長

お答えします。

(松林光弘君)

海浜公園の委託については、トイレの清掃については光生友の会、老人クラブですか、に委託しておりまして26万円と、もう1種類、タイトルは違いますが中央公園と植栽管理の中で海浜公園の草刈り等が3回入っておりまして、それが3回で9万3,000円になっています。中央公園等はここの8款にありますが、海浜公園の予算が今どこにあるかというのはちょっと急で見つかりませんけれども、確かにトイレ掃除を委託しているということであります。ちょっと後でわ

かったら後刻お知らせします。

以上です。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私がちょっと探してみたんですけれども、農水のほうの予算に海浜、これは海 浜清掃委託だ、これは砂浜の委託なんだな。実際にあの掃除は毎週しているわけ ですよ。この都市計画、公園法に基づいて町では海浜公園もちゃんと都市公園と して名称をつけて、おいらせ町一川目地内とこうあるんですけれども、本来は二 川目の地区にあるので、ここの名称、あの地内の位置についても見直しをすべき だと思うんですが、いかがでしょうか、担当課。

吉村委員長

答弁を求めます。

分庁サービス課長。

分庁サービス課長 (松林光弘君) 住所は、確かに一川目地内になっています。集落は二川目という位置づけになっておりますので、それについては都市公園になっていますので、さっきの条例 改正等ありますので、今後そこをちょっと精査してみて、それの整合性をとっていくことで検討するということでよろしいでしょうか。的はずれでしたか。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

確かに、ここは町内の番地の中には入っていないと思うんです。ただ、位置としてほかのほうは全部上明堂地内とか三丁目地内とかと載っているんですけれども、やはり一川目地内といえば一川目町内を指すわけですから、だから二川目二丁目と一丁目のまたがってあるわけですから、少なくてもここは二川目地内で訂正をしてもらうというふうなことで確認しておきたいと思います。

以上です。

吉村委員長

答弁はよろしいですか。ほかにございませんか。

田中委員。

田中正一委員

施策の消防施設費のほうでちょっと聞きたいことがありまして、お願いしま

私の地元は本村なわけですけれども、この間百石のほうに火災がありまして、 2分団に問いただしたところ、何であなたは方サイレン鳴らさないで出動するんですかと聞いたら、役場で直してくれない、今さまざま携帯電話とか防災無線とかあるということで、直してもらえないんですよという話でありました。これを見て、どこで話したらいいかなと思って、私も考えたんですけれども、やっぱり今自主防災、どこの町内でもやっています。このサイレンが私は一番重要ではないかなと、これからはですね。何があってもサイレン鳴らせば、山にいても田んぼにいてもどこでも聞こえるわけです。ですから、これだけはちゃんとして各分団やっておかないと大変だなと思っていますけれども、当局のほうはどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

まちづくり防災課長。

まちづくり防災課長

(松林泰之君)

お答えをいたします。

救急車両、消防車両等の修繕の話ですけれども、私は団のほうから来れば全て それに対応していると、私はそういう認識でおりますし、そういうお金がないと か、そういうお話は多分していないのではないのかなというふうには思っていま す。もしかすると、今のお話が事実であれば、そういうことで直していないとい うことで、予算は別としてもすぐ指示をして、そういう対応をしていきたいとい うふうに思います。(「外につけている……」の声あり)

まず、いずれにしても今のものを再確認し、早急に対応しなければならないも のについては早急に対応していくということでご理解いただきたいと思います。

吉村委員長

田中委員。

田中正一委員

これ、直してもらえないとかというのは、余の物であればそれは我慢できるかもしれないけれども、サイレン壊れて当初、今さまざまインターネットとかパソコンとかあって、それは今の役場の職員みんな若い人はわかるかもしれません。ただ、我々携帯も持って歩くのが精一杯なわけですよ。今の年寄りに逃げろといっても、サイレンがあればどこだっけとまずはこうなるわけですよ。ですから、そんなに予算もかからないと思います、各おいらせ町の分団のあれを点検してもらって、まずかったら全部でも直してもらえるようなあれをやってもらいたいと、こう思います。どうかひとつよろしくお願いします。

吉村委員長

答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。

次に、第10款、教育費から第13款、予備費までについての質疑を受けます。 決算書125ページから152ページです。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

1点だけお伺いします。

成果のほうの93ページですが、教職員住宅の管理事業があります。住宅が9、 入居者数が一般が3となっています。下田小学校教職員住宅2棟、甲洋小学校教職員住宅1棟、木ノ下中学校教職員住宅6棟、計9棟というふうなことで、使用料収入が21万6,000円、修繕費支出が年間7万4,000円となっていますけれども、これについては6棟が実際に使用されていないというふうなことになるわけで、このままもう使用しないで取り壊しをするのか、将来的な見通しはありますか。

吉村委員長

学務課長。

学務課長

(泉山裕一君)

住宅に関してみれば、学務課的には、今後古いものは取り壊ししていきたいという計画で進んでおります。ただし、年数がまだ新しいもの、下田小学校の2棟、それから木ノ下中学校6棟あるんですが、古い建物がたしか校長住宅と単身住宅2棟ありますので、そちらの2棟は一応取り壊しをしたいなと考えておりますが、それ以外の部分の4棟はちょっとまだしばらく使いたいなという考えがございます。甲洋小学校の教職員住宅につきましては、いろいろ貸し出しのご要望が我がほうにもありまして、ちょっと関係課のほうと打ち合わせをいたしまして、今後ちょっと学務課のほうで、ご要望があった町内会さんと農協さんのほうに、少しこちらのほうである程度決まったお話をお持ちして、少し資料をつくるためにちょっと時間をいただきたいと思うんですが、ご連絡とってお邪魔したいなと考えております。

以上になります。

吉村委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、そのままにしておくよりも、利用貸し出した方が、維持管理さまざまな 部分で建物も耐用年数が延びるのではないかと。そのまま放置しておくことによって、そうとう寿命も縮まるのではないかと思います。いろいろな条件を整備しながら、学校のそばですから借りたいと希望する人が結構あると思いますので、 ぜひ早目に貸し出しをする体制づくりをつくっていただきますようにお願いして終わります。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

事項別明細書130ページの教育費の中の中学校費の中学生海外派遣等事業負担金352万5,000円、これは平成18年の合併後は六戸町とおいらせ町、その前はおいらせ、下田、百石3町のときから継続している中学生の海外派遣事業だと思いますけれども、昨年度26年度は六戸町が当番で、毎年おいらせと六戸が事務局を1年交代でやっておられるそうなんですけれども、26年度は六戸町が事務局をいっていくときには、町の議員も数名一緒に行ってホームステイをして、ニュージャージーでしたか、キタリー町のその学校及び学校関係者、父兄等と友好を深めてきたと。それによって、4月に行ってきたわけですけれども、7月に今度はキタリー町の中学生がこの2町へホームステイをしに来たときに、学校の関係者それから父兄もついてきているんです。お返しということで、こちらでホームステイをしていただいたようなんですけれども、今後おいらせ町が事務局になったときに、私たち議員にもよかったら一緒に行って交流しませんかという働きかけをする考えがあるのかどうかということと、ことし行ってきたときのご感想を簡単に報告いただきたいと思いますけれども。

吉村委員長

答弁を求めます。

学務課長。

学務課長 (泉山裕一君)

昨年度受け入れをしたときの話だと思います。基本的に、派遣の事務局は、まずキタリー町のほうに派遣するほうは、おいらせ町が担当しています。ただ、隔年と言っていましたけれども、いろいろ先生方の人数の関係もございまして、我がほうが毎年派遣をやっております。ただ、受け入れに関してみれば、キタリー町のほうのいろいろのこともありまして、2年に1遍受け入れしておりますけれども、前のことはちょっとわからないんですが、もしかすれば前は交代でやっていたかもしれませんけれども、いまは六戸さんのほうでやっていただくという形になります。今後、もしそういう形で受け入れのときに、おいらせ町がもし担当

するようなことがありましたら、それは実行委員会の中でお話しした上で、私どもももしご参画していただけるのならば、皆さんのほうにもお声がけするのもよろしいかなと思って考えております。

あと、26年度に派遣したときの、もし間違っていなければ多分派遣の話かと思うんですけれども、キタリー町のほうに、まず26年度のときにはキタリー町のほうに12名の生徒を派遣しておりました。日程等に関しては、聞いている話ですと、少し体調が悪くなった生徒等もいましたけれども、無事日程を終わってきましたが、26年度に派遣した生徒は、1泊余計にニューヨークに泊まることになってしまいました。ちょっと空港のほうで天候が荒れて、帰りの便に間に合わなかったということで、急遽我がほうでも対応いたしまして、その分の負担分を議会のほうにお願いして予算をつけていただき、保護者の負担軽減を図ったという経緯になっております。

ことしも、同じく12名キタリー町、27年度も行ってきているんですけれども、ことしのほうは無事何もなく皆さん元気に帰ってきたと思いますが、感想といたしましては、ことしも去年もやっぱり生徒の中にはいい思い出がつくられたものと思いますし、さまざまそういうふうなものを学校で発表する機会もかなりございますので、それで皆さん海外とか国内のことをより勉強になるとか、そういうふうな将来に使っていただければいいことではないかと思っております。

吉村委員長

教育長。

以上になります。

教育長

(福津康隆君)

今の学務課長の説明にちょっとつけ足しいたします。

まず、海外派遣ですが、2つあります。中学生を海外派遣という形、派遣する事業が1つ、これは六戸町4名、おいらせ町8名ということで12名を派遣しております。これに引率教諭とか添乗員とか団長という形でついていっております。もう1つの事業が、海外交流ということで、キタリー町のほうから子供たちプラス保護者が一緒にこちらを訪問するという事業を行っております。これは隔年で行っております。26年度が向こうから来た年に、今ご質問ありましたように来た年になっております。そういう事業を行っておりますけれども、この事業は六戸町、おいらせ町、2町で海外派遣実行委員会というのをつくりまして、補助金をいただいてその実行委員会の中でいろいろな計画を立てて実施をしている事業でございます。以前は東部上北教育委員指導課が担当しておりましたけれども、東部が解散した後も継続して行われている事業だと承知しております。

基本的には、派遣という事業につきましては中学生、それからそれにかかわる

引率が派遣団として派遣しておるわけですが、先ほど馬場委員からお話がありましたように、六戸町から議員の方が行っているということなんですが、これは海外派遣の中では行っておりません。これは六戸町が予算を出して募って同行したという形だったと私は思っております。私はそのときおりませんでしたので。向こうでは、六戸町の町長が議員さん方と一緒に、あるいは希望者という形で行ったようですけれども、ですからその実行委員会の中で議員さん方を派遣するとか、そういうのは全然計画の中には、私どもの事業の中にはございません。ですから、今度、行きたいんだということになれば、それはまた別な形でご相談いただければよろしいかと思うんですが、こちらで計画して云々ということにはならないかと思っております。

受け入れにつきましては、こちらから派遣という形で向こうに行って5日間ぐらいホームステイするわけで、大変キタリー町のシャプリ中学校というところなんですが、そこの保護者の方々にはお世話になったということで、こちらに来た際には、基本的には向こうに行った子供たちが、お世話になった家庭の方が来れば優先的にこちらで来たときにホームステイを受け入れてやるという暗黙の了解のもとに行われているわけですけれども、たまたま誰も人数が足りなくて、向こうから来る人数が多くて受け入れ側で人数が足りないということになれば、またその前の年とかそういう形でお願いしたりしているところもございます。(「教育長、端的にお願いします」の声あり)はい。ということで、つけ足しを終わります。ご理解いただけるかどうか、後でまたもしご要望があれば詳しく、おいでになった際ご説明いたします。

吉村委員長

馬場委員。

馬場正治委員

当町には、恐らく百数十人の外国人も居住していまして、三沢はもちろん言うまでもなく海外交流の拠点になっていて、三沢は市を挙げて双方の地元のお祭りに派遣団を出して、三沢のお祭りのときはまたアメリカから派遣団が来るという交流を盛んにしております。そして、教育長さんの答弁ですと、たまたま一緒に行った議会関係者とか町長さんは、この中学生の海外派遣事業とは別個に町が事業をやったのではないかというお話ですけれども、最初から最後まで同行して、向こうでキタリー町の学校の先生と朝まで飲んだという話も聞いているわけですけれども、当町においては、三村正太郎町長は頻繁に個人的な海外渡航をされて、個人的な海外交流を盛んにしておられるようですけれども、今後こういった形で町ぐるみでの交流事業というのは全く考えていないのか。私たちも、自己負担も辞さない形での世界に見聞の目を広め、中学生が交流しているこのキタリー

町の方々と国際交流をして、国際感覚を少し身につけるというふうな考えはお持ちでないのかどうなのか、それも個人でやればいいという考え方なのか、それをお伺いして質問を終わりたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

町長。

町長

(三村正太郎君)

お答えをいたしたいと思いますけれども、今キタリー町、中学生のほうは本当に継続して大分いい関係になって、それこそ子供たちに夢を、希望を、将来の判断材料といいますか、すごくいい感動の交流になっているというふうに私は認識をしております。それに対して、私もまだ行っていないんですけれども、六戸町長さんとか教育長さんとか、うちのほうの教育長も行っておりますが、そのうち私も行かなければならないと思ってはおりますけれども、この一般の方々も参加を募ってということも一つあると思いますけれども、それは認識しておりますけれども、それらについてどういう方向性でいくかというのは、少し議論してみなければならないな、やっぱり負担が伴いますから。個人で100%で行けるというのであれば、これは大歓迎で、一緒に行きましょう馬場正治議長と、こうなるわけですけれども、なかなかそうもいかないところも皆あるだろうと思います。

それから、町としての考えのこの交流、今のキタリー町とは別に、よく前はそれこそ町対協定を結んで、三沢も協定、あるいは八戸もやっている、至る方面ではやりのようにやっていたんですけれども、これについても成功しているというか、いろいろなご苦労話も聞くことは多々あります。そうすると、それはなかなか難しい、継続は難しいよと、いろいろなところあるようでございます。そういったことで、やっぱり多角方面からのいろいろな議論を重ねてからでないと、他国、台湾なら台湾でもいいですけれども、韓国でもいいんですが、そちらのほうと町が独自でやって、そして町として国際化のレベルを高めようという、いい方向であるけれども、なかなかその辺も慎重にやらないと、後で疲れる部分も出てくるだろうと思いますので、その点でご理解をいただきたいと思います。でも、委員の話はいい案だと思いますけれども、その点は承っておきたいと思います。

吉村委員長

次に、澤上 訓委員。

澤上 訓委員

私のほうからは、主要施策の成果の100ページ、101ページの芸術・文化 鑑賞事業と生涯学習フェスティバルのこの2点についてお伺いいたします。

芸術・文化鑑賞事業ですけれども、これは大変旧下田町のときにも、これ単独

でずっとやられてきていて、合併したときに、こんなにいい事業をよくこの単独 で進めてきているものだなと、これはもう絶対なくせないなと。というのは、こ れ子供のやはり感性とかそういったものを植えつけるには、やっぱりこうした文 化に触れたり、目で見てそれから触れたりというのが非常に大切になってくると 思うんです。今ここにあるように、ミュージカル、狂言、演劇、これらを通して 子供たちが将来夢を持つことができるというふうなことで、私がここで質問した いのは、学校によって違うのかどうかちょっとあれなんですけれども、終わった 後にその感想文とかそういったものを提出させているのかどうかというふうな ことですね。

それから、生涯学習フェスティバルのほうですけれども、これはこのわずかな 5 4 万円で4 倍に値するようなすばらしい事業、私は展開されていると思っています。特に、幼稚園・保育園、忙しいと言われていますけれども、そういった大人から子供まで参加して行われる一大イベントだと。これは、ぜひとも予算は削らないでさらに上乗せするくらいの気持ちでやっていただきたいものだと思ってはいるんですけれども、その辺課長、どうでしょう、この自分の評価している生涯学習フェスティバルの件、この辺はどの程度の評価をしているかお聞かせください。

吉村委員長

答弁を求めます。

社会教育·体育課長。

社会教育·体育課長 (北向 勝君) それでは、まず芸術・文化鑑賞事業について、先にお答えいたします。

資料に記載のとおり、3種類の小学校低学年・高学年・中学生それぞれ種類に分けて選定しております。この選定の仕方については、毎年学校の先生方にアンケートをお願いして、ことしの反省も含めて来年度どういう分野でどういう方々が希望されるのかということを十分に考慮した上で、学校現場の意見を第一として毎年決定しております。その経過の中で、26年度はごらんの内容となりました。

委員もおっしゃったように、子供たちは中央の専門的なそれぞれの芸術分野の 方々を、生で小学校・中学校それぞれの体育館で見た上で感ずるものは、非常に 心揺さぶられるような強い感動があったように思っています。私も、それぞれ体 育館に足を運んで見たときに、子供たちの目の表情を見たときに、非常に強い感 動をしているなという印象は受けております。このことを受けて、事業は継続す べきと、私個人的には来年度の予算要求も継続したいと考えております。

あとは、教頭先生方に特にお願いしているのは、その感動を忘れないうちに何

らかの形で子供たちに残していただきたい、つまり感想文あるいはそれ以外の方法でもいいですから、何らかの形で子供たちの記念になるようなものを残していただきたいというお願いをしています。

それから、2点目ですけれども、生涯学習フェスティバル、費用対効果を考えた場合に、町民の皆さんが来てくれているこの人数は物すごい結果だと私なりにも受けとめています。ただ、運営するに当たって、文化協会初めいろいろな関係団体の協力なしではフェスティバルが成り立ちません。そういう点では、今までの前課長、あるいは前々課長、議員も担当した時代からを含めてボランティアの養成という点については、毎年力を入れたその成果が去年の数字の経過だと受けとめています。そういう点では、さらに前進できるように来年度もやっていきたいと思っています。

以上です。

吉村委員長

澤上委員。

澤上 訓委員

わかりました。感想文は実際には目を通したことはないということですね。これは、ぜひコピーでもとりながらでも、全部とるといえば大変だと思うんですけれども、特に学級の先生からでも選んでもらった感想文をとっておいて、それを一つのヒントにして継続につなげていける部分がそこで発見されるかもしれませんので、何とかこれは継続していただきたいなと。

それから、生涯学習フェスティバルですけれども、本当にこの事業そのものはあれだけの人を呼んで、あれだけの人の協力のもとで人が動いているというのがすごく目に見えますので、これも何とか頑張って、よくこの54万円でずっと続けてきているなと思って、偉いな、すばらしいなと私は思っていたんですけれども、町長にお願いがあります。これは、単独予算ですので、本当に切りやすい予算になるんですよ。そこで、何とかこのせっかくのすばらしい事業を大切に今後も思っていただいて、少し73万5,000円とかという半端な数字ではなくて80万円ぐらいにしてとか、もう少し拡大しても私は最高、これ子供たちに影響が物すごいものだと思っていますので、何とかフェスティバルのほうも含めて、当初予算においては若干上乗せでもいいですのでそういう気持ちを見せていただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

吉村委員長

答弁を求めます。

町長。

町長

(三村正太郎君)

澤上委員おっしゃるとおりでございますので、この点には心して予算を組みたいと思います。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を受けます。

決算書ページ154から162ページです。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

これを見て、歳入歳出差引額で3億5,901万円とありまして、ソウタイの予算からいきますと大体30%ちょっと。この金額だと、私は次年度に対しても弾力的な運用ができるのかなと思って見ますと、4番の継続費の逓次繰り越しが8,642万1,000円、繰越明許の繰越額が1億58万5,000円、残りが1億7,200万円、実質収支の額が1億7,200万円だけですよ。これだと、9,000万円は27年度の基金に積み立てになっていますけれども、残りは幾らですか、8,200万4,000円が27年度の財源として使われることになるわけで、本当にこれで弾力的な運用ができるのかなと。余りにも翌年度へ繰り越すべき財源が安易に計上されているような気がするわけです。少なくても、この翌年度へ繰り越すべき実質収支で3億5,000万円ぐらいの額が出てくるようになれば、私が指摘した病院会計の繰り出しとかそういうふうなのも可能になってくるわけで、この辺財政運営上、担当課長はどういうふうに捉えているか、ここだけお聞かせいただきたいと思います。

吉村委員長

答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長

お答えいたします。

(小向道彦君)

確かに、平野委員おっしゃるとおり、実質収支額は1億7,200万円ですけれども、その前に3月の専決予算を組んでおります。その際に、大体1億数千万円の減という話になりますので、今の平野委員が言った3億5,000万円に近い数字が3月補正後に残っているという状況になっているかと思われます。

以上であります。

吉村委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。

以上で、歳出についての質疑を終わります。

吉村委員長

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに異議あり ませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定いたしました。

吉村委員長

お諮りします。

本特別委員会における付託議案審査については、認定第1号、平成26年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてまでとし、認定第2号、平成26年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてからの審査は、明日、引き続き行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(委員席)

\*\*なしの声\*\*

吉村委員長

異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の付託議案の審査は、そのように取り扱うことに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

明日の決算特別委員会は、引き続き本会議場において午前10時から付託議案 の審査を行います。

本日の決算特別委員会は、これで延会といたします。

(延会時刻 午後 3時31分)

事務局長

修礼を行いますので、ご起立願います。

(中野重男君)

礼。着席ください。

<u>-                                      </u>	